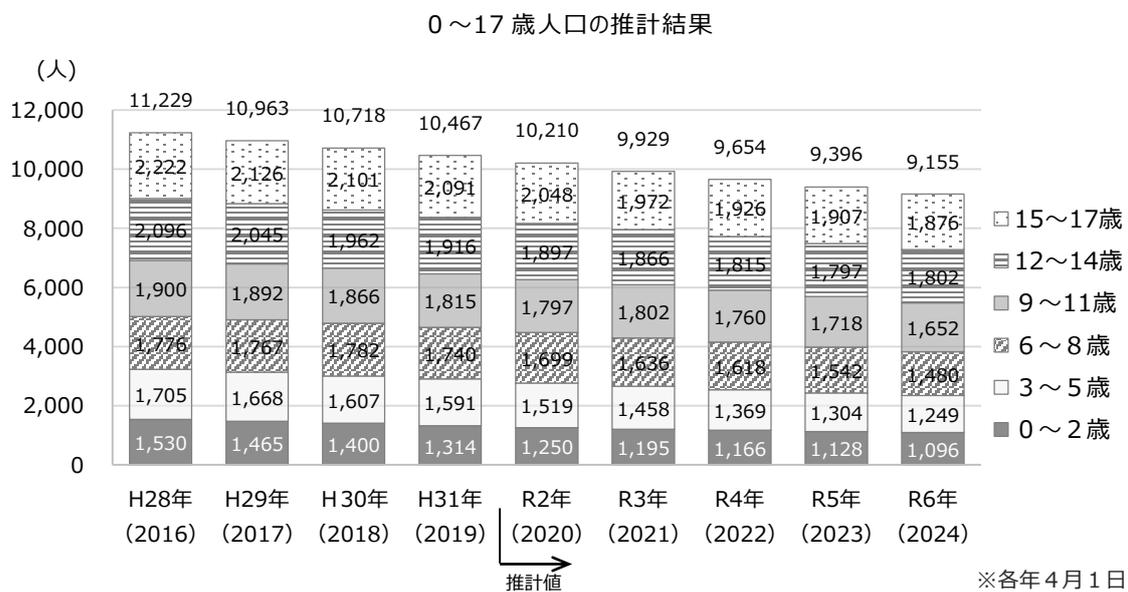


# 第4章 子ども・子育て支援事業計画

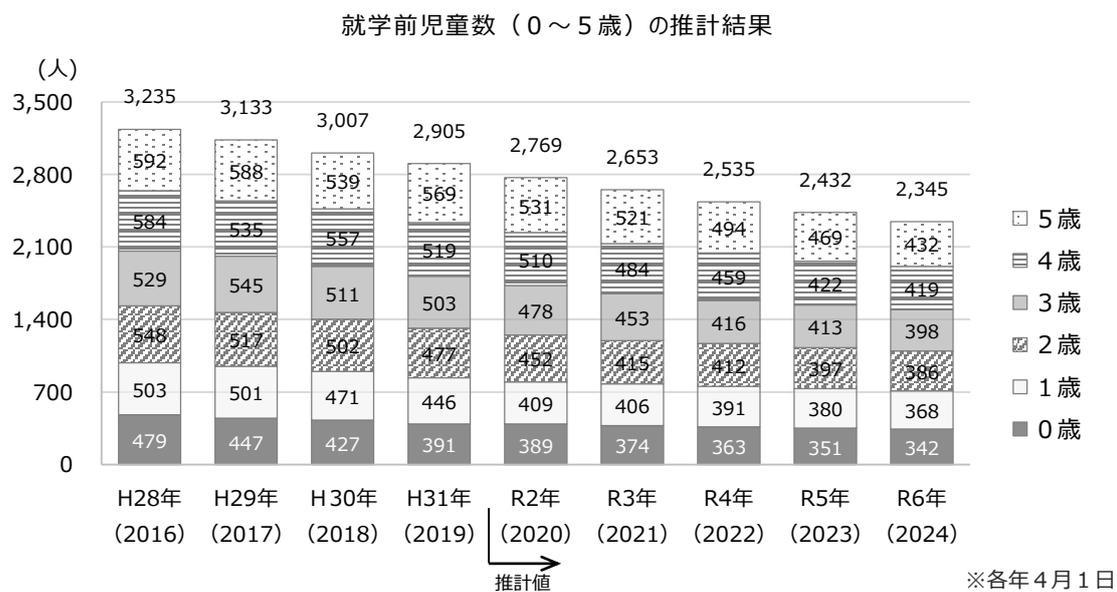
## 1 児童人口の予測

住民基本台帳人口ならびに出生率の実績値をもとに、0歳から17歳までの児童人口を推計すると、令和2年から同6年までの第2期プランの期間中に、0歳から17歳までの児童人口は、約1千人減少する見込みとなっています。

第2期プランの期間中、小学生以下の児童が大きく減少し、就学前児童が424人、小学生が364人、それぞれ減少する見込みです。

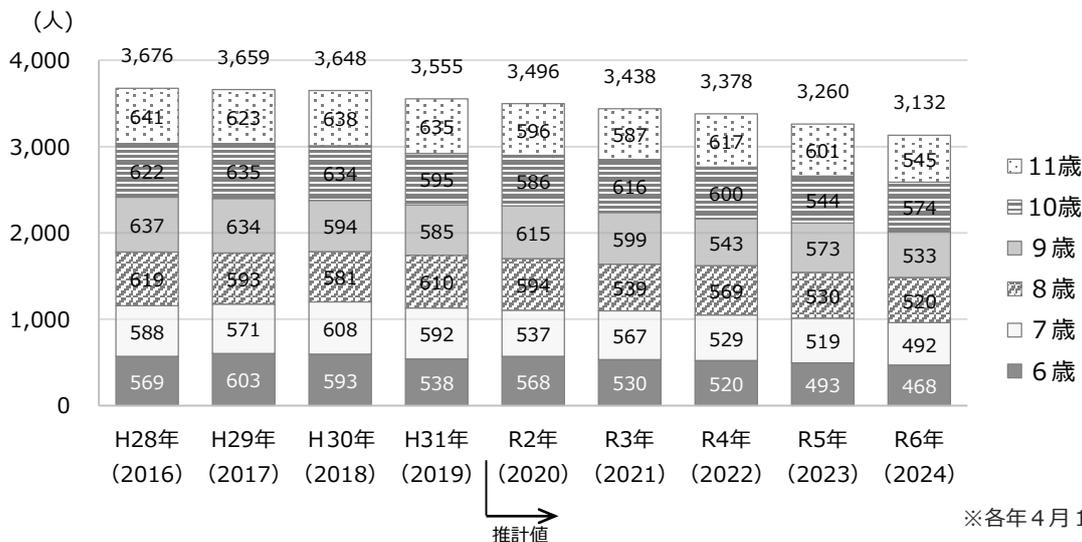


資料：平成28～31年は住民基本台帳



資料：平成28～31年は住民基本台帳

小学生児童数（6～11歳）の推計結果



資料：平成 28～31 年は住民基本台帳

  人の顔が読めない子どもたち

大人たちにはにこにこ笑って顔を見てほしい

赤ちゃんや子どもは困った状況になると、近くで頼りになる大人の顔を見ます。そこで実験です。大人がにこにこ笑って顔を見せているとそれはどんな意味を子どもに伝えることになるのでしょうか。

チャレンジしていいよというメッセージです。ちょっと怖い顔をしたら、子どもはブレーキをかけます。これはやっちゃいけないことだと考えます。実はもう 8 ヶ月くらいから、子どもたちは道徳の勉強をしているのです。

色々なことに積極的な大人に育てたいとしたら、にこにこ笑って顔を見せてくれる状況があればいいのです。

本当は、子どもは生まれて半年を過ぎたころから、社会では何を求められているのか、求められていないのかというのを感覚で学んでいくのです。そのときに大事なのが「顔」ということになります。

今、その「顔」が圧倒的に足りないのです。ですから皆さんには、子どもの前で、色々なことにチャレンジしたらいいのだよとぜひ笑顔で伝えていただきたい。この「顔」の感覚を、子どもには身につけて欲しいのです。

人の顔が読めない子どもたち

今は人の「顔」が読めない子どもたちができてきているのです。発達障がいと言われている子たちの特徴の 1 つは、相手の感情に気づきにくいところなのです。これは脳の話だけではなく、経験もあると思います。トレーニングがとても大事になります。

トレーニングとは特別なものではなくて、僕たちがいつも「顔」をあげているということです。僕はスマホを使うのは決して悪くないと思います。iPad もいいと思います。ただ、iPad で子どもを大人しくさせるのはあまりよくないと思います。にこにこ笑ったり泣いたりしてよいではないですか。よしよしと誰かが言ってくれたら、子どもは安心して泣けるわけです。タブレットなんかを使わなくても、子どもは安心安全な場所があればそれだけでいいのです。

(子ども・子育て会議 平野 直己)

## 2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域については、市内を分割して考えることはせず、第1期と同様に市内を1つの区域として設定します。

## 3 幼児期の学校教育・保育の充実

### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

第2期プランの期間中の幼稚園、保育所を利用する児童の見込み数について、人口推計値をもとに、令和元年7月に実施した子どもを持つ世帯に対するニーズ調査の回答を用いて推計しました。

これにより、第2期の令和2年度から令和6年度までの期間中、幼稚園、保育所、認定こども園の入所児童数がどれくらい減少するかが見通せます。

その結果、幼稚園（1号認定）で、803人から660人に減少する見通しです。幼稚園利用者のうち、保育所（2号認定）利用にも該当する児童数は、約4割を占めています。

次いで、2号認定の児童は、633人から520人、0歳から2歳児（3号認定）のうち0歳児は、143人から126人、1・2歳児は、381人から333人にそれぞれ減少する見通しです。

このことから、保育所を利用する見込みの児童数は、2号認定、3号認定を合わせると第2期の期間中に、178人減少すると予想できます。

幼児期の学校教育・保育の量の見込み（人）

年度	1号認定		2号認定	3号認定	
		うち保育を必要とする事由に該当するが幼稚園を希望		0歳	1・2歳
令和2年度	803	320	633	143	381
令和3年度	771	308	607	137	363
令和4年度	724	289	570	133	355
令和5年度	689	275	543	129	344
令和6年度	660	263	520	126	333

## (2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

1号から3号認定に該当する児童数の見込みに対して、幼稚園・保育所・認定こども園に相当する特定教育・保育施設、定員19人以下の小規模保育施設、さらに認可外保育施設などを合わせて、期間中に受入枠を確保できる保育施設との関係が予測できます。

その結果、3号認定のうち、0歳児は利用児童数の見込みに対して、受入枠を確保できない状態が令和3年度まで続きます。他の年齢の児童については、令和2年度当初から受け入れに余裕がある状況です。

児童数の減少にともない、令和6年度には、幼稚園で177人、保育所で249人の余裕が生じる状況が見込まれます。

幼稚園や保育所では、障がいのある児童が安心して利用できる環境づくりに取り組むとともに、食の指導など、家庭と協力して望ましい食習慣の定着にも取り組んでいます。

教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期（人）

		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み		803	633	143	381	771	607	137	363	724	570	133	355
確保の内容	特定教育・保育施設	837	603	115	347	837	603	115	347	837	603	115	347
	特定地域型保育事業 (小規模ほか)			15	61			15	61			15	61
	その他（認可外、企業主導型ほか）		42	6	39		42	6	39		42	6	39

		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み		689	543	129	344	660	520	126	333
確保の内容	特定教育・保育施設	837	603	115	347	837	603	115	347
	特定地域型保育事業 (小規模ほか)			15	61			15	61
	その他（認可外、企業主導型ほか）		42	6	39		42	6	39

該当する事業（教育・保育の提供体制の確保）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-2	継続		○		休日保育事業 (保育所入所運営事業)	子ども課
1-17	継続		○		市内保育所調理担当者会議 (ふれあい子どもセンター運営事業)	子ども課
1-18	継続		○		幼児教育支援事業 (幼稚園入所運営事業)	子ども課
1-21	継続		○		保育所入所運営事業 (同)	子ども課
2-1	継続		○		障がい児保育事業 (保育所入所運営事業)	子ども課
3-1	継続		○	○	保育所栄養士による食指導の実施 (ふれあい子どもセンター運営事業)	子ども課

### (3) 世代間交流の推進

幼稚園や保育所では、地域の人々との交流や老人福祉施設への訪問など、就学前児童と地域の人々との世代間交流を促進しています。

また、8・9か月健康診査時に、幼児とその保護者に絵本と読み聞かせアドバイス集などが入ったブックスタートパックを手渡す際には、市民ボランティアと協力して世代間交流を行うとともに、絵本の楽しさを教え、絵本を介して親子が心ふれあうきっかけをつくっています。

該当する事業（世代間交流の推進）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-16	継続			○	保育所地域活動事業 (保育所入所運営事業)	子ども課
1-22	継続			○	ブックスタート事業 (同)	図書館

## 4 地域子ども・子育て支援事業

子育て支援サービスの充実に当たり、地域の実情に合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業に該当する 13 の事業について、令和元年7月に実施したニーズ調査に基づき量の見込みを算出し、それらに対する確保策を検討すると、いずれの事業についても、提供可能な状況にあります。

### (1) 利用者支援

事業内容	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。
市の状況	利用者支援に類する事業として、子育て総合支援センターでの相談・助言等のほか、医師や保健師、保育士などの専門職員による子育て相談を「えみふる」のあそびの広場利用者に対し、定期的に行っています。また、子育てガイドブックの配布や市ホームページでの子育てQ&A掲載など情報発信を行っています。
提供体制の考え方	子育て総合支援センターでは、保育士、臨床心理士、家庭相談員が常駐し、保健センターの保健師、幼児ことばの教室の言語聴覚士なども連携し、総合的な相談と支援に取り組むなど第2期プランの期間中においても、現在の提供体制を継続する見込みであり、国が定める利用者支援事業とは、異なる体制でサービスを提供していきます。

#### 該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-11	継続		○		子育て情報の発信 (子ども・子育て支援事業)	子ども課
1-12	継続	○	○		民生委員・児童委員活動 (民生委員児童委員協議会運営費交付等事業)	福祉課・子ども課
1-24	継続		○		「えみふる」子育て相談 (あそびの広場運営事業)	子ども課

## (2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
市の状況	<p>地域子育て支援センターは、こども園や保育所で開設しており、子育て親子の交流や子育てに関する講習会などを実施しています。</p> <p>子育て総合支援センターでは、子どもから離れて参加できるリフレッシュ事業、父と子を対象にした講座も開催しています。</p> <p>また、市内14か所の児童館等で開催している地域親子ひろばは主任児童委員が中心となり、就学前の親子が遊びを通して交流する機会を設け、育児の支援に当たっています。常設型親子ひろば「ひなたっ子」では、民生委員・児童委員をはじめボランティアの協力を得て、子育て中の親子に交流の場を提供しています。</p>
提供体制の考え方	<p>子育て支援センター事業は、第2期プランの期間中、公立2か所、私立3か所での実施を予定しており、現在の提供体制でサービスを確保できる見込みです。</p> <p>また、常設型親子ひろば「ひなたっ子」は、引き続きボランティアの協力を得て継続していきます。</p>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	20,558	19,653	19,176	18,551	18,025
確保の内容(か所)	5	5	5	5	5

### 該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-8	継続		○	○	地域子育て支援センター事業 (子育て総合支援センター事業)	子ども課
1-9	継続		○	○	子育て親子ひろば (子育て総合支援センター事業)	子ども課

**(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）**

事業内容	妊娠の届出があった妊婦に対し、健康診査等を妊娠前期、後期に専門の医療機関に委託して実施し、妊婦の健康保持・増進を図る事業。
市の状況	母子健康手帳は随時交付し、全妊婦に対し交付時と妊娠後期の2回面接し、体調等の確認、相談を行っています。平成31年度より、産後も切れ目ない支援を行うため、妊婦健康診査14回に加え、産後の支援にも取り組んでいます。
提供体制の考え方	医療機関において実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。 また、出産後も産後ケアを通して身体的、心理的な不安解消に取り組んでいきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	受診票交付件数（件）	433	413	394	376	359
	健診回数（件）	4,646	4,432	4,228	4,034	3,490
確保の 内容	受診票交付件数（件）	433	413	394	376	359
	健診回数（件）	4,646	4,432	4,228	4,034	3,490

## 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
2-3	継続		○		母子健康手帳交付及び妊産婦健康診査事業（母子保健推進事業）	健康づくり推進課
2-4	継続		○		母親学級及びペア学級事業（母子保健推進事業）	健康づくり推進課
2-11	継続		○		妊婦・乳幼児栄養指導（母子保健推進事業）	健康づくり推進課
2-17	継続	○	○		産後ケア事業（母子保健推進事業）	健康づくり推進課
2-19	継続		○		不妊・不育症治療助成事業（母子保健推進事業）	健康づくり推進課

## (4) 乳児全戸訪問事業

事業内容	保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握し、指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消するとともに孤立化を防ぐことを目的とした事業。
市の状況	養育支援訪問事業と合わせてすべての家庭を訪問しています。相談には常時、保健師や看護師、管理栄養士等が対応できる体制をとり、助言等を行っています。また、家族健康手帳アプリを活用した専門的な相談体制をとっています。
提供体制の考え方	現在の提供体制で第2期プランの期間中もサービスを確保できる見込みです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	訪問件数(件)	245	230	220	210	200
確保の 内容	訪問件数(件)	245	230	220	210	200

### 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
2-2	継続		○		保健推進員活動 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
2-5	継続	○	○		妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
2-9	継続		○		母子相談事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課



**(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業**

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するほか、また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る事業。
市の状況	妊娠届時の面談や、乳幼児健診などを通じて、ハイリスク妊産婦を早期に把握し、保健師等がその家庭を定期的に訪問するほか、必要に応じて要保護児童対策地域協議会が支援方法を協議するなど、子どもの安全を守る取り組みを進めています。 また、身体的精神的負担を目的に、妊娠届時から子どもが1歳になるまでの間、希望に応じて産前産後ヘルパーを派遣しています。
提供体制の考え方	保健センターや子育て総合支援センターが、児童相談所など関係機関と協力し、養育支援の必要な家庭を対象に取り組む体制を継続します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	訪問件数（件）	818	803	793	783	773
確保の 内容	訪問件数（件）	818	803	793	783	773

## 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-19	継続	○	○		産前産後ヘルパー事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課
2-5 (再掲)	継続	○	○		妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
5-2	継続	○	○		児童虐待早期発見事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容	保護者が、疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等において、養育する事業。短期間の宿泊で子どもを預かるショートステイと平日の夜間などに一時的に子どもを預かるトワイライトステイがある。
市の状況	児童養護施設「光が丘学園」のほか、市内の里親と委託契約し、出産や看護、出張のほか、育児疲れやストレスに係る休息としての活用や児童虐待防止を目的とした緊急的な利用等に対応しています。
提供体制の考え方	児童養護施設ならびに里親と契約し、第2期プランの期間中も希望者を受け入れることができる見込みです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	延べ利用日数（人日）	311	298	284	273	263
確保の 内容	延べ利用日数・短期入所 （人日）	411	411	411	411	411
	延べ利用日数・夜間養護 （人日）	19	19	19	19	19

### 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 （事務事業名）	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-23	継続	○	○		子育て短期支援事業 （子ども・子育て支援事業）	子ども課
1-25	継続	○	○		子育て夜間養護等事業 （子ども・子育て支援事業）	子ども課



### ファミリー・サポート 依頼会員の声

#### ファミリー・サポート “信頼のおける身内・親戚のよう”

上の子の幼稚園行事や私が体調を崩したときに、下の子を預けるところがないので不安でした。でも今は何かあったらお願いできる家族以外の頼れる人がすぐ近くにいることに安心感があります。提供会員さんは本当に信頼ができて、子どもたちも喜んで行くので、楽しく遊んでくださっているのだと思います。

託児というよりも、今まで子どもの成長をずっと見てきた、信頼のおける身内・親戚に預けているようです。身内に預けられる人がいない方や、転勤で岩見沢に来られた方は、万が一に備えて登録しておくだけで安心できます（Yさん）。

（広報いわみざわ・平成31年2月号より）

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	地域において、児童の預かり等の援助を希望する人と、援助を行う人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
市の状況	平成30年10月から、こども・子育てひろば「えみふる」と同じ建物内に隣接する場所に事務所を設置し、会員の募集や交流事業を実施するほか、提供会員宅やあそびの広場等において行う援助活動を支援しています。
提供体制の考え方	現在の提供体制で第2期プランの期間中も確保できる見込みです。引き続き事業の周知に努めるとともに、講習会の開催により、会員の確保を図っていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	利用想定人数（人日）	485	476	468	452	434
確保の 内容	利用想定人数（人日）	520	520	520	520	520

### 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-6	継続	○	○		ファミリー・サポート・センター事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課

### ファミリー・サポート 提供会員の声

#### ファミリー・サポート “本当にかわいくて癒されます”

子どもは本当にかわいいので、とても癒されますし、子育てを頑張っている方々の役に立つことができ嬉しいです。私が子育てをしていたときは、お母さん同士で預けたり、預かったりというのがありました。子育てを経験しているからこそ大変さが分かるので、そういう関係は大切だなと思います（Nさん）。

#### ファミリー・サポート “笑顔になっていくのが嬉しい”

いろんな子どもたちと接することが、自分の自信になります。初めは緊張していた子どもたちの表情が、自然と笑顔になっていくのが嬉しくて、やりがいがあります。中には、どうしても慣れずに、泣いてしまうお子さんもいるんですが、回数を重ねていくうちに不安が無くなり、笑顔の回数が増えていくので楽しいです。迎えに来たときのお母さんの「ありがとう」や、お子さんの「楽しかった」を聞くと、「全力で一緒に遊んで良かったなあ」と思います（Kさん）。

（広報いわみざわ・平成31年2月号より）

## (8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保護者が病気等で、一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
市の状況	市内2か所（公立・私立）の認可保育所で事業を実施しています。また、市内5か所の私立幼稚園では、在園児を対象に預かり保育を行っています。
提供体制の考え方	公立・私立の保育所における提供体制を維持し、第2期プランの期間中も確保できる見込みです。また、すべての幼稚園において、幼稚園終了後、在園児の預かり保育を実施します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	利用想定人数（人）	41,401	39,676	37,272	35,508	34,016
確保の 内容	実施か所数 認定こども園 幼稚園（か所）	8	8	8	8	8
	実施か所数 保育所 （か所）	2	2	2	2	2
	利用想定人数 保育所 （人/日）	25	25	25	25	25

### 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 （事務事業名）	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-4	継続		○		一時預かり事業 （保育所入所運営事業）	子ども課
1-10	継続		○	○	幼稚園における子育て支援事業 （幼稚園入所運営事業）	子ども課



## (9) 延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）の利用時間の前後の時間において、保育を実施する事業。
市の状況	延長保育は、市内すべての公立、法人立保育園等で実施し、希望する児童が利用できています。
提供体制の考え方	市内認可保育所において、今後も各認定区分に対応する保育時間を超えて保育が必要な世帯を対象に、現在の提供体制で第2期プランの期間中も確保できる見込みです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	延べ利用人数（人）	323	310	296	284	274
	確保の 内容	利用想定実人数（人日）	600	600	600	600
	実施か所数（か所）	13	13	13	13	13

### 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-3	継続		○		延長保育事業 (保育所入所運営事業)	子ども課



### 親子が笑顔になる給食

長女は小学校に上がって給食を食べるようになってから、苦手なものにもどんどん挑戦するようになり、食べられるものが増えました。冷たいお弁当よりも温かい給食がおいしく、またみんなと同じものを食べられる喜びがあるのだと思います。ぜひ保育所での給食を大事にしてください。

(未就学児童・保護者の意見)

## (10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

事業内容	子どもが病気の時や病気の回復期にあるため、保育所での集団保育ができない時などに、専用の施設で一時的に保育を行う事業。
市の状況	病児保育1か所、病後児保育1か所、定員各3名で事業を実施しています。
提供体制の考え方	病児1か所、病後児1か所で実施しており、現在の提供体制で第2期プランの期間中も確保できる見込みです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	利用想定人数（人/日）	741	710	679	651	628
確保の 内容	実施か所数 病児対応型 （か所）	1	1	1	1	1
	実施か所数 病後児対応型 （か所）	1	1	1	1	1
	利用想定人数（人/日）	6	6	6	6	6

### 該当する事業

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 （事務事業名）	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-5	継続	○	○		病児保育事業 （病児・病後児保育事業）	子ども課



### 放課後児童クラブ 働く保護者を支える

家に祖父母がいるんですけど、いないときもあるし、子ども一人で家というのは、やっぱり不安ですね。児童館は、先生が見守ってくれて、お友だちと目いっぱい遊ぶのは、とてもありがたいです。汗だくになって遊ぶから、とにかく寝付きが良くて。

あと、宿題をさせてくれているので助かります。家に帰ってから宿題をやると遅くなってしまうので。

一輪車なんかも、私は教えることができないですけど、館長さんが教えてくれて、確か1週間くらいで乗れるようになったんです。できるようになると、嬉しい楽しいですよ。竹馬も家にはないので、普段できない遊びに触れることができるのはいいですよ。

私はここが地元なんです。だから、昔からここに児童館があるのを知っていたし、私もたまに遊びに来ていました。子どもは、児童館のお祭りに何回か来ていたし、やっぱり家で過ごすより、お友だちと遊びたいということで、児童館に来るのは何の抵抗もなかったですね。仲のよい友だちも来ているので。

一人で家に帰ってくるのも、今はいろいろと怖いじゃないですか。でも、児童館にはみんな来てくれるし、児童見守りシステムもあるので安心ですね。

（利用児童の保護者・Nさん）

（広報いわみざわ・平成29年7月号より）

**(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館等を利用して、主体的なあそびや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
市の状況	公立 21 か所・定員 1,000 名、市立 1 か所・定員 40 人で実施しています。平成 30 年度から受入学年が小学校 6 年生まで拡大しました。公立の放課後児童クラブの開設時間は、平日は放課後から午後 6 時まで、土曜日及び学校の長期休業日は午前 8 時 30 分から午後 6 時までですが、希望者には有料で午後 7 時まで延長保育を実施しています。
提供体制の考え方	40 人を一単位とし、26 単位の提供が可能です。第 2 期プランの期間中、量の見込みが定員を上回ることが予想されますが、高学年を中心に一日当たりの利用人数の減少が見込まれることから、サービスの提供体制が確保できる見込みです。 また、地域の協力を得て早朝の時間帯にも利用できるよう取り組みます。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	利用者数 低学年 (人)	738	711	708	670	642
	利用者数 高学年 (人)	462	463	452	441	425
確保の内容	定員 (人)	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	実施か所数 (支援数) (か所)	26	26	26	26	26

## 該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-7	継続		○	○	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童対策事業)	子ども課
1-13	継続			○	児童館運営事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課
1-29	新規		○	○	児童館等地域見守り事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
市の状況	現在は実施していません。
提供体制の考え方	市内幼稚園のすべてが新制度に移行し、また令和元年10月からの幼児教育無償化にともない、保護者負担の内容が変わりました。生活保護世帯等に対する実費徴収費用の助成については、各園の状況や、費用負担の内容を精査し、検討します。

### 該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
6-4	未実施		○		実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども課



安心して妊娠・出産・子育てを 頑張りすぎないで

#### 悩みすぎないで

妊娠している方の多くは、出産後に「こうしたい」「こうありたい」と自分なりの子育ての理想をイメージします。でも、そのイメージを強く持ちすぎてしまうと、実際に赤ちゃんが生まれ、理想どおりにならなかった時に、「こんなはずじゃなかった」と理想と現実の違いに戸惑ってしまう方が多いです。理想と違うからダメということはありません。うまくいかないからと、悩みすぎないでください。

#### 早期のケアを

出産を機会に、意欲が無くなり「何もしたくない」「こんなはずじゃなかった」「産まなきゃよかった」などの思いが強くなり、何もしたくない、できない状態になってしまうことがあります。これが産後うつです。

症状が進むと、赤ちゃんへの虐待や自殺しようとする行動などにまでつながってしまうため、早期のケアが必要です。

#### 産後を心配している方へ

子どもはかわいい宝物です。子育てを頑張りすぎる必要はありません。「なんとかやるさ」で乗り切ることです。そして、自分一人で頑張らないこと。家族や周りの人に素直に助けってもらうことです。市立総合病院でも妊娠中の妊婦健康診査や出産後の産婦健診、産後ケア、日々の相談など、赤ちゃんとお母さんを全力でバックアップします。

(広報いわみざわ 令和元年6月号)

**(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

事業内容	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。
市の状況	現在は実施していません。
提供体制の考え方	新規参入を希望する施設等があった場合に実地支援を行います。相談、助言を行うほか、参入者の経営実績やニーズ量等から事業実施の必要性を総合的に検討します。特別な支援が必要な子どもを受け入れるための職員の加配については、実績に応じて行います。

## 該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-27	未実施		○		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども課


 地域で子育て

地域によっては子どもが少なく、子ども育成会の参加者もそう多くありません。毎日でなくても、学区内の他の町内会の育成会と合同で、子ども達が楽しめるイベントがあればいいと思います。

人数が少ない育成会はイベントが毎年同じで、新しい事をしようにも役員さんの負担が多くなってしまい、なかなか実行には至りません。町内会に入っていない家の子どもは親も含めて育成会が何をしているのか知らない人も多いです。

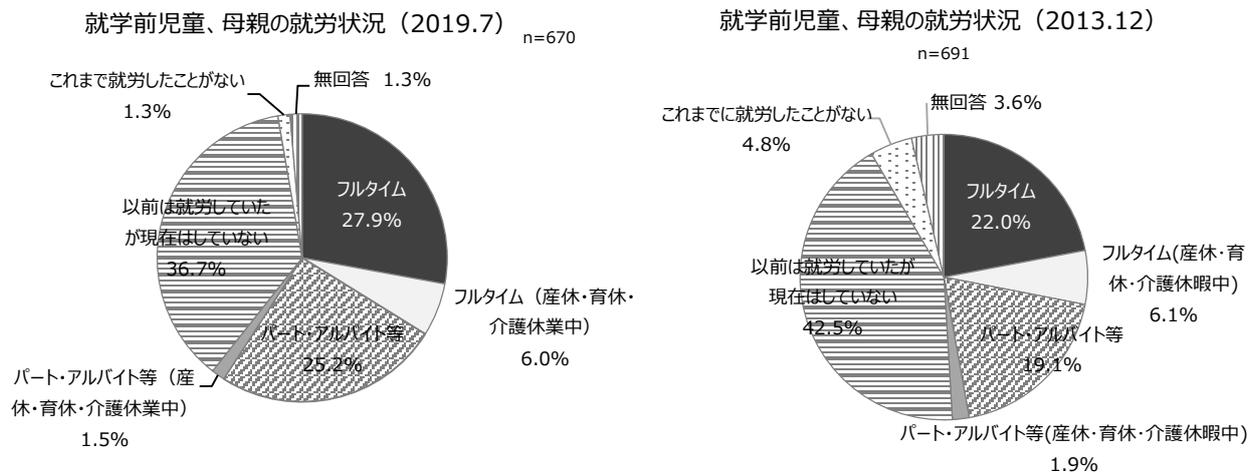
子ども同士で「こんな楽しい事やったんだよ」と話が出るようなイベントがあれば、もっと加入しやすい育成会になると思います。

(市民向けアンケート調査・30代女性)

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上

令和元年7月に実施した就学前児童を持つ保護者を対象としたニーズ調査によれば、この5年間で母親の「フルタイム」就労が22.0%から27.9%に増加、「以前は就労していたが現在はしていない」が42.5%から36.7%に減少し、保護者の働き方が大きく変化しています。

就労時間の変化など働き方も多様化しており、それに合わせた幼児教育と保育の提供に努めることがより一層求められています。また、幼稚園や保育所が子どもたちにとって、楽しく豊かな体験ができる場であることが重要です。



### (1) 幼児教育と保育との一体的な提供

保育所の場合、保護者が仕事を辞めたときなどは、利用の要件を満たさなくなるため退所しなければなりません。認定こども園の場合、保護者の働き方が変わっても子どもが移園する必要がありません。地域の实情に合わせて開設されている市内の認定こども園については、併設する子育て支援センターとともに、情報交流などを通して地域との関係づくりにも取り組んでおり、それらの運営を支援していきます。

### (2) 幼児教育と保育の質の確保

幼児教育と保育の質の確保のためには、職員の配置基準を満たすことは当然ですが、各園の特色づくりなど継続的な取り組みが重要です。

一方で、保育士、幼稚園教諭の不足が近年の課題となっています。今後、児童数の減少にともない、徐々に充足していくと予想されるものの当面は、幼稚園、保育所等と協力し、人材確保に取り組む必要があります。

また、保護者から寄せられた意見でも、各幼稚園や保育所の教育・保育の取り組みに対する関心が高まっていることがうかがえます。

そこで、他園との交流、職員の研修機会を確保するため、主任保育士会の活動などを支援します。

## 該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-20	継続		○	○	新しい幼児教育と保育 (保育所入所運営事業)	子ども課
1-26	新規		○		保育士等人材確保事業 (保育・教育人材確保事業)	子ども課
1-28	継続		○		保育士等人材バンク (保育所入所運営事業、幼稚園入所運営事業)	子ども課



## 今日どうだった？と問うこと

今日どうだったと聞くと、今日は面白くなかったと不満を言うかもしれません。そういう子がいたら、そんなこと言わないで、と言うのではなくて、なるほど、それはどうして？と聞いてくれたらよいのです。

明日も保育園や幼稚園はありますよね。明日もあるから、「じゃあ明日また来てみてよ。何かちょっと変わるかもしれないから。明日また最後に聞くから、感想聞かせてね」と頼めばいいです。

子どもは、自分の考えを認めてもらえた、考えてもらえるようになるようになります。これをしてもらいたいのです。ぜひ岩見沢市にも、子ども・子育てのことについて子どもにも聞いてほしいのです。今日の岩見沢市はどうだったか、学校はどうだったかと。

(岩見沢市子ども・子育て会議 平野 直己)

## 6 子どもと保護者の健康の確保・増進

少子化等にともない子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、地域を含めた各関係機関が連携し、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。

令和元年7月に実施したニーズ調査によれば、市に望む子育て支援策として、就学前児童の保護者では、全体の33.4%、小学生の保護者では、全体の51.8%が小児医療や周産期医療の充実を望んでいます。

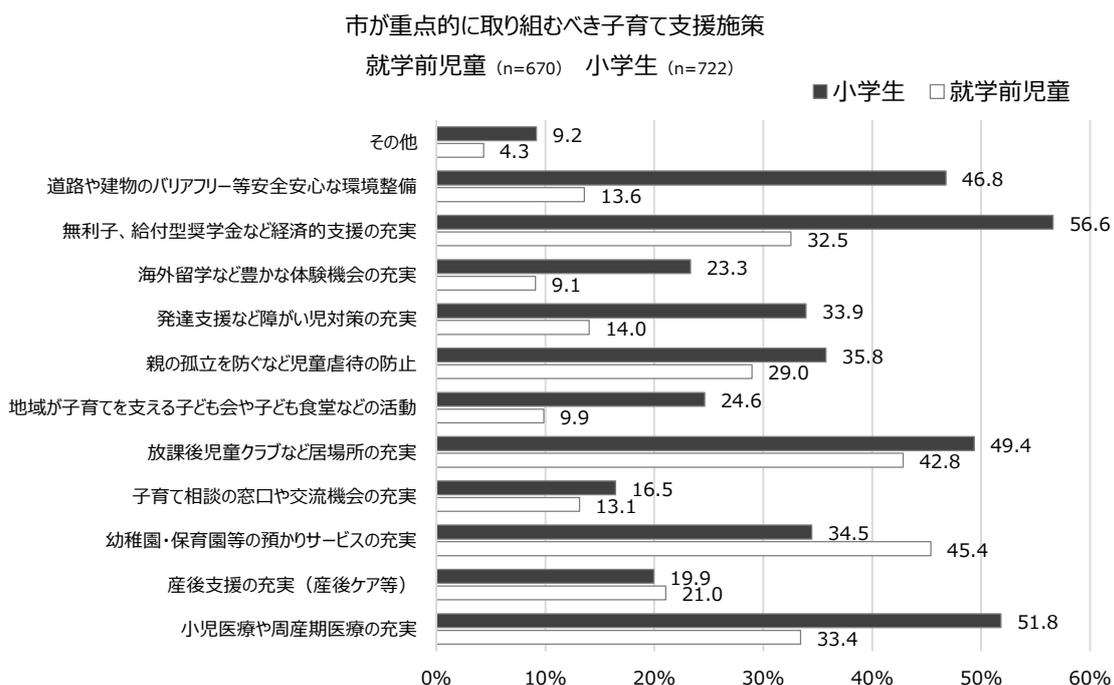
そこで、妊娠、出産、新生児期及び乳幼児期における心身の健康診査、保健指導や相談事業の充実を図り、子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成など、子どもが育つ環境の充実に努めます。

また、市内の小児科などと連携し、予防接種や永久歯のむし歯予防のため、就学前児童に対する歯の健康の保持にも取り組みます。

乳幼児健診は、身体計測、問診、診察、栄養・歯科指導等保健指導を通して、疾病や心身障がいやを早期に発見するもので、高い受診率を維持しています。健診では、合わせて発育や発達のほか、家庭環境に問題がないか、保護者の体調不良など育児困難を抱えていないかといった広い視野で親子を捉え、必要に応じて関係部門が連携して、支援していくこととしています。

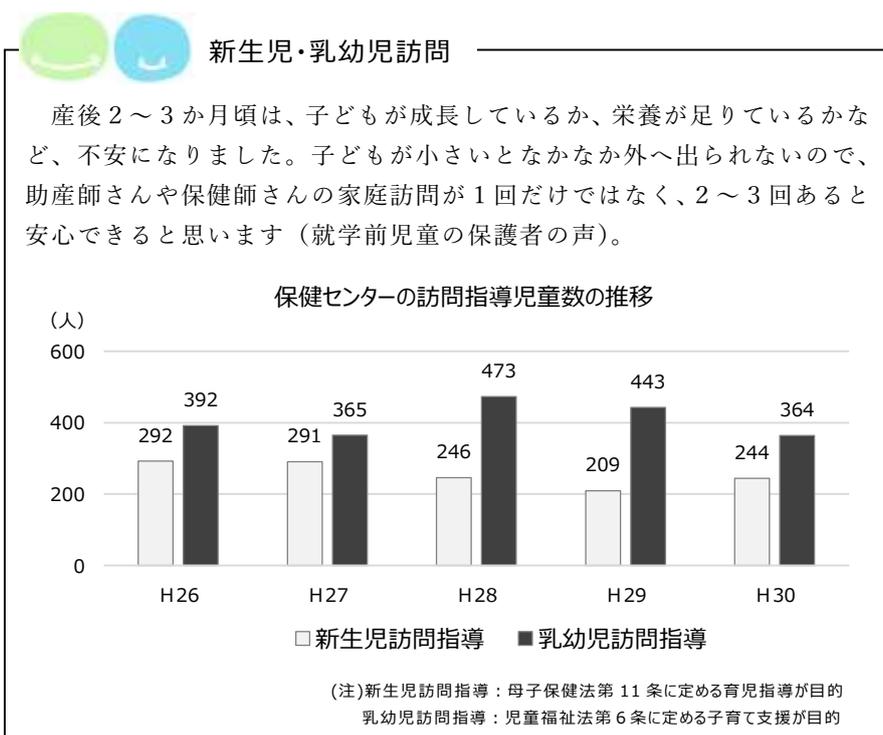
また、健康ひろばでは、管理栄養士が地元食材を使用し、離乳食の作り方や健康な食生活について紹介する機会を定期的に設けるなど、食を通じた健康づくりに取り組んでいます。

そのほか、1歳6か月児健診後、発達経過をみる必要のある幼児及び育児不安等のある保護者を対象に、集団であそぶ場を提供し、行動観察や助言指導を行い、療育が必要な児童には、適切な支援に当たります。



該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
2-6	継続		○		股関節脱臼検査 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
2-7	継続		○	○	乳幼児健康診査事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
2-8	継続		○		歯科健診及びフッ素塗布事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
2-11 (再掲)	継続		○		妊婦・乳幼児栄養指導 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
2-12	変更	○	○		小児救急医療支援事業 (休日・夜間等診療対策事業)	健康づくり推進課
2-13	継続	○	○		予防対策事業 (疾病予防推進事業)	健康づくり推進課
2-14	継続		○		フッ化物洗口事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課
2-15	継続	○	○		幼児健診事後指導教室 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
2-16	継続		○		子どもの医療費の助成 (子どもの医療助成事業)	国保医療助成課
2-18	継続		○		新生児聴覚検査助成事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
3-19	継続		○		児童心理相談員による相談 (子育て総合支援センター事業)	子ども課



## 7 子どもの教育とあそび環境の充実

学校においては、子どもが主体的かつ個性豊かに生きる力を育成する教育の取り組みが重要であり、組織的な指導力向上などに取り組む学校力が求められています。

また、令和元年7月のニーズ調査では、放課後、公園など外で遊ぶ児童が、減っている状況が数字上からも確認できます。そのため、あそびを通して子どもたちが社会性を養い、思い切り身体を動かすことができる環境づくりが求められています。

### (1) 次代の親の育成

幼稚園や保育所、常設型親子ひろば「ひなたっ子」などでは、中高生等が直接子育てをしている親子と交流できる機会を設けています。

中学生、高校生が、子育て中の親子とふれあい、いたわりや思いやりの心を育むことができる活動であり、各保育所や子育て支援センターなどで実施している現在の取り組みを継続していきます。

該当する事業（次代の親の育成）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
3-5	継続			○	親になるための交流事業 (子育て総合支援センター事業)	子ども課

### (2) 学校の教育環境等の整備

市の学力向上対策は、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視した授業改善を中心に、小学生向けの外国語教育、中学生向けの土曜学習会などの取り組みを通して、子どもが主体的に学び、達成感を持って、将来を切り開いていくことを目指しています。

そのため、市は支持的・親和的学級集団づくりを基本に、各学校では「教えて考えさせる」授業スタイルによる統一感のある授業によって、学習スキルの向上を図り、子どもたちの学びに向かう力の育成に取り組んでいきます。

一方、いじめ、不登校、保護者の悩みや不安を学校とともにサポートし、子どもたちの育ちと学びを支えるため、設置している教育支援センター事業の充実に取り組んでいきます。

また、インターネット上のコミュニティサイトやSNSなどの不適切な利用による犯罪被害やいじめなどのトラブルを未然に防ぐため、児童の成長や実態に応じて、情報モラル教育に取り組んでいきます。

小中学校の耐震化は完了し、校舎の安全は確保されていますが、設備の老朽化が進んでいる学校などもあり、今後も計画的な整備に取り組むことが必要になっています。

思春期保健対策としては、学校教育においては、生理学的、倫理的な面から性に関する指導を行うとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、健康で安全な生活を送る態度を育成します。また、市立総合病院では、子どもの心理発達や思春期の心の問題に対応する相談体制の充実に努めていきます。

該当する事業（学校の教育環境等の整備）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
2-10	継続		○	○	学校栄養教諭による食指導の実施 (学校給食共同調理所運営事業)	学校給食課
3-2	変更		○		性に関する指導の実施 (教育指導振興事業)	指導室
3-3	継続	○	○		喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 (教育指導振興事業)	指導室
3-4	継続	○	○		子どもの心の相談医 (総合病院事業)	市立総合病院
3-6	継続			○	チームティーチング、少人数指導の実施 (小中学校管理事業)	学校教育課
3-7	継続			○	学力向上対策事業 (同)	指導室
3-8	継続			○	総合的な学習の時間等における外部人材の活用 (学び・心はぐくむ学校活動支援事業)	指導室
3-9	変更	○	○		教育支援センター事業 (同)	指導室
3-10	継続			○	道徳教育の充実 (教育指導振興事業)	指導室
3-15	継続		○		学校施設の計画的な整備の実施 (小学校校舎等管理事業、中学校校舎等管理事業)	教育施設課
3-29	継続	○	○		情報モラル教室の実施 (学び・心はぐくむ学校活動支援事業)	指導室

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

子育ては家庭だけで担うものではなく、友人・知人や地域との関わりの中で行われることが重要です。地域全体で子育てに取り組むためには、市民一人ひとりが、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深める必要があります。

本市では、子育て中の親子の孤立を防ぎ、子育て家庭の交流や仲間づくりを促す場として、子育て総合支援センター、児童館などを活用した地域親子ひろばなどを実施しています。

こうした子育て支援の各行事では、民生委員・児童委員、保健推進員、読み聞かせボランティアなど、家庭のほか地域で活動を担う市民の協力が欠かせません。

また、こうした取り組みは、学校教育においても、社会に開かれた教育課程の実現、コミュニティ・スクール、地域ボランティアの活用を通して総合的な学習の時間帯における外部人材の協力などに生かされています。

さらに、生涯学習センター「いわなび」などを会場に行われる「いわみざわチャレンジスクール」や子ども会活動など各団体が自主的に取り組む青少年育成事業を充実させることが必要と考えています。

該当する事業（家庭や地域の教育力の向上）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
3-12	継続			○	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨（健康・スポーツ振興事業）	生涯学習・文化・スポーツ振興課
3-13	継続			○	中学校選択制度（小学校管理事業）	学校教育課
3-14	継続		○		ホームページによる教育情報の公開（教育情報システム化推進事業）	学校教育課
3-16	継続			○	いわみざわ花と緑の少年団事業（緑の環境保全教育事業）	公園緑地環境課
3-22	継続			○	いわみざわチャレンジスクール（市民の学び支援事業）	生涯学習・文化・スポーツ振興課
3-24	継続			○	青少年育成（青少年育成事業）	子ども課
3-26	継続			○	環境学習事業（ごみ減量化推進事業）	廃棄物対策課
3-30	継続			○	家庭教育事業（市民の学び支援事業）	生涯学習・文化・スポーツ振興課



隣の子どもを可愛がろう運動

親は自分の子どものよいところを見つけるのが意外と苦手なことが多くありませんか。親は、我が子にもっと良くなってもらいたいから、子どもの足りないところばかり見つけようとしてしまいます。学校の担任の先生もそうなのです。自分のクラスの子どもの課題ばかり探すのです。

しかし他人の子どもに対しては優しいのですよ。よい所が見えます。だから、子どもたちは、ウチのお母さんはなぜ自分にばかり厳しいのかと不満を感じる場合があります。

それならば、隣の子どもを可愛がろう運動というものをしてはどうでしょう。隣の子どもをほめてくれたら、まわりまわって最後に自分の子どもをほめてくれる大人が見つかります。子どものいいところを見つけるのは、親が一番苦手なので、隣の人が見つけてくれたらいいのです。そうするとこんなに大きな輪が作れるようになります。

(子ども・子育て会議 平野 直己)

## (4) 有害環境対策の推進

これまでの青少年有害環境対策は、従来から続いているPTAの代表などからなる環境浄化モニターの活動が中心となっています。

加えて、近年は、インターネット利用環境整備が重要になっており、国は平成21年6月、青少年インターネット環境整備法に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下、インターネット基本計画）を策定しています。

インターネットは、社会インフラとしての地位を確立しており、その有用性も認められています。しかし、青少年にとって望ましくない情報も氾濫しているほか、一部では、個人情報の保護等に関するリスク管理能力が不十分な青少年の投稿などが悪用されて犯罪被害につながる場合もあるなど重大な問題も起きています。

平成30年からの第4次のインターネット基本計画では、このような青少年の利用環境をめぐる諸情勢の急速な変化等を踏まえ、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにしました。そこでは、フィルタリングのさらなる利用促進、子どもの低年齢期からの保護者、家庭への支援、SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進の3つの課題が指摘されています。

### 本市の課題

小学生を持つ保護者を対象にしたニーズ調査結果によれば、子育てに関して日常悩んでいることまたは気になることとして、「子どもの教育に関すること」(32.5%)、「子どもとの時間を十分にとれない」(29.7%)のほか、「インターネットの利用により有害情報に接する機会等が増えることやインターネットの利用に夢中になりすぎる」(23.8%)が上位にあがっています(資料編、資・図58)。

本市においても、こうした近年の課題を踏まえ、子どもたちが安心してインターネットを活用できる環境づくりのため、青少年問題協議会を中心に様々な観点から子どもたちが犯罪被害に巻き込まれ、またSNS等に起因するトラブルやいじめを起こさないよう引き続き取り組んでいきます。

#### 該当する事業（有害環境対策の推進）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
3-11	継続		○		生徒指導の充実 (青少年対策事業)	子ども課
3-17	継続	○	○		環境浄化モニター活動 (青少年対策事業)	子ども課

## (5) 児童療育の充実（障がい児施策の充実を含む）

### 児童療育と障がい児施策

平成24年の児童福祉法改正により、障がい児及びその家族が身近な地域で必要な支援が受けられるよう明記されました。また、平成28年に改正された発達障害者支援法では、一人ひとりの特性に応じ、学校での個別計画を作成すること、事業主に対し雇用の確保を求めることなど、教育、就労の支援充実を柱とし、関係機関が連携し、切れ目ない対応を目指し、国や市町村の基本的な責務を定めています。

支援を必要とする子どもや障がいのある子どもは、周囲の理解が不十分なために日常生活で困ることが多く、周りがその特性を理解し、社会的障壁を取り除く必要があります。そのため、市は乳幼児の健康診断や事後指導を通じて障がいの早期発見に取り組むとともに、子どもと家族が迷わないよう、相談窓口の利用や専門機関等の紹介を行います。

教育面では、障がいのある子どもと他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮しています。学校では、個別の支援計画を作成し、個々に応じた十分な教育を受けられるよう福祉機関との連携も含め態勢を整えています。

また、市は子どもの発達や障がいの理解を深めるため、市民に対する広報活動や啓発活動を行っています。

### ソーシャルワークの取り組み

特別な配慮を必要とする子どもは、障がい児（disabled child）ではなく障がいのある子ども（child with disability）として、一般の児童と同様に、児童福祉法に基づいて成長・発達を保障されなければなりません。

そのためには、保育・教育機関はもちろん地域など周りの理解が重要です。同時に、障がいの理解や精神的支援、福祉サービスの利用援助などの保護者支援も不可欠になっています。

本市における児童療育は、早期発見・早期療育をテーマとし、保健センターで実施する乳幼児健診をきっかけに、子育て総合支援センターが中心となって保健センター、幼児ことばの教室、発達支援事業所などと連携したソーシャルワークに取り組んでいます。

支援を必要とする子どもを見逃さないよう健診場面はもちろん、保健師などの専門職による保育所訪問などを利用して、保育所や学校などと連携した体制を整えています。

新たに、令和元年度から導入している子どもの成長記録ファイル（えみふる ふぁいる）の普及は、子どもたちが成長過程で、就学・進学・就職など環境の変化に左右されないきめ細やかな支援を受ける視点での取り組みです。

また、各学校では、心身に障がいのある児童生徒及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立と、社会参加に向けた適切な支援を行っています。そのほか、口腔機能の改善を含め、様々な効果が期待できるトレーニングに係る研究に参加するなど、子どもの成長につながる取り組みを進めます。

## 該当する事業（児童療育の充実）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
3-4 (再掲)	継続	○	○		子どもの心の相談医 (総合病院事業)	市立総合病院
3-18	継続	○	○		子ども発達支援センター (子育て総合支援センター事業)	子ども課
3-19 (再掲)	継続		○		児童心理相談員による相談 (子育て総合支援センター事業)	子ども課
3-20	継続	○	○		幼児ことばの教室 (就学前幼児(言語)教育振興事業)	指導室
3-21	継続	○	○		特別支援教育推進事業 (同)	指導室
3-27	継続		○	○	成長記録ファイルの普及事業 (子育て総合支援センター事業)	子ども課
3-28	継続		○		こどもサポート「うずら」 (子育て総合支援センター事業)	子ども課



## 子どもの小さな記録・記憶 成長記録ファイル

## えみふる ふぁいる こんなときに便利！

子どもの成長や発達で気になることや心配ごとを行政や関係機関で相談する際、それぞれの場所で子どもの成長や生活の様子を説明することになります。でも、何度も同じ説明をするのは大変です。それに、言おうと思っていた大事なことをすっかり言い忘れてしまうこともあるかもしれません。

そんなとき、「えみふる ふぁいる」を持っていくと、ファイルをもとに子どもの成長の様子を上手く伝えられ、子どもの大事な情報を共有することができます。

## つながる、サポートの輪

子どもの成長にともなって、家庭から保育施設、保育施設から学校など、関わる人や場所は変化していきます。家族や関わりのある人たちと、それぞれの環境での成長の積み重ねを共有することはとても大切です。

「えみふる ふぁいる」を使うことで、医療や教育など、様々な専門分野の支援者が子どもの成長過程を詳しく知ることができます。子どもの環境の変化に左右されることなく、連携してきめ細やかな支援を行うことができます。

## 身近で便利な存在に

「えみふる ふぁいる」は、皆さんに使い続けてもらうことが何より大切です。ファイルに綴られた記録は、将来子どもの成長を辿っていく手がかりとなります。手の届くところにファイルを置いて、楽しみながら使ってください。困りごとがあったときに、「えみふる ふぁいる」を持って相談してみよう」と思ってもらえるような便利なツールに成長していきます。

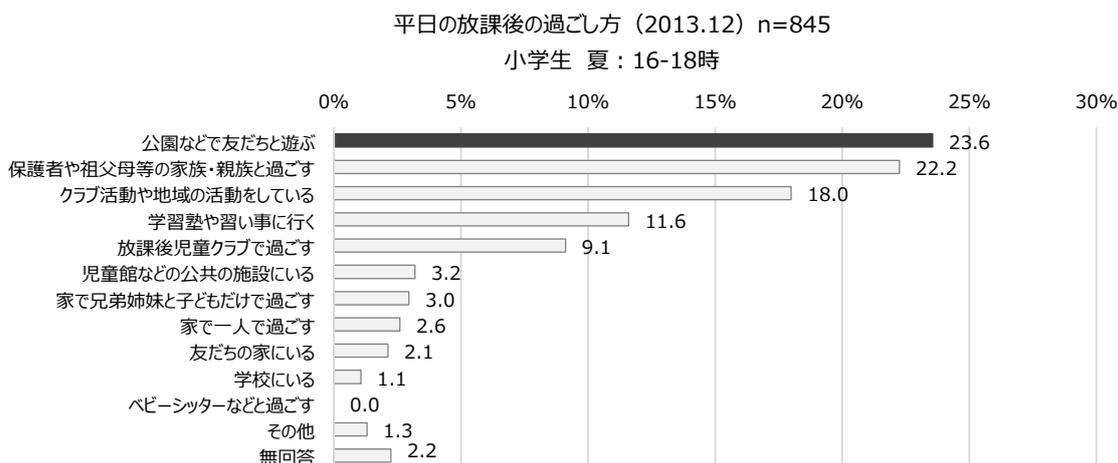
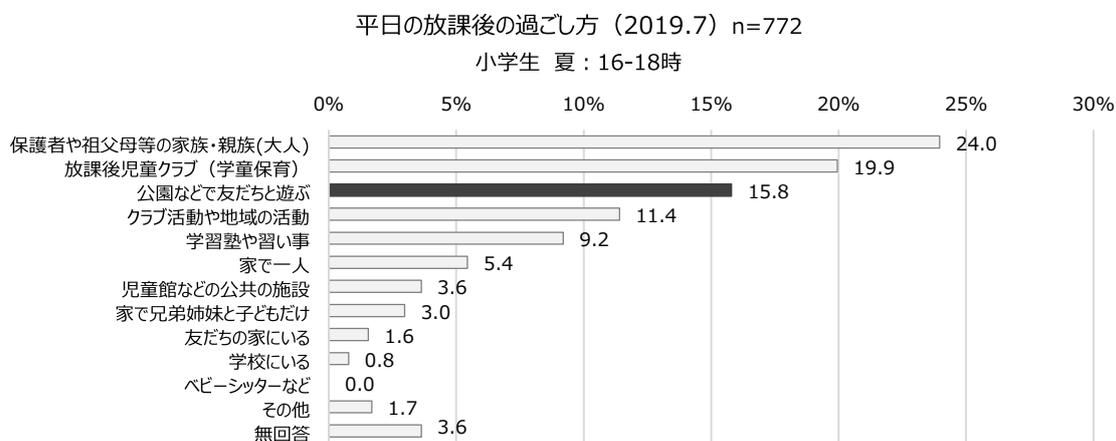
(広報いわみざわ 令和元年10月号)

## (6) あそび環境の充実

従来、外あそびが中心であった子どもの遊びは、インターネットやゲーム、スマートフォンの普及により、大きく変わっています。

平成30年の全国体力・運動能力、運動習慣等調査によれば、調査対象となる岩見沢市の小学校5年生では、運動やスポーツをすることが「好き」と答えたのは、男子79.5%、女子55.1%になっています。全国平均、全道平均と比べると、男子は上回っていますが、女子は下回っています。中学2年生では、男子68.5%、女子42.1%と、小学生に比べて大きく低下しており、スポーツに親しむ機会を確保していくことが課題になっています。

また、令和元年7月の小学生を持つ保護者を対象にしたニーズ調査によれば、小学生の平日の放課後16時から18時の過ごし方をみると、この5年間で「公園などで友だちと遊ぶ」割合が低下し、「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす」が増加しています。



そのほか、児童館などで活動する母親クラブや子ども会など地域の大人とふれあう機会が重要であり、それらの組織的な活動を継続していくため、指導者の育成を図るほか、地域ボランティア等の協力により、健全育成活動に取り組んでいきます。

合わせて、多くの小学生が利用する児童館では、児童がゲームや遊びを通して異年齢交流を行います。

全天候型施設「あそびの広場」では、各種教室などを通して、子どもの成長を促すとともに、子どもを中心とした交流の場を提供しています。

さらに、外あそびの環境整備として、子どもやお年寄りはもちろん、障がいのある方にも利用しやすいよう、地域住民の意見を取り入れた公園の整備に努めていきます。

子どもたちは、あそびを通じてたくさんの人と関わることで、社会性を身につけ、健康に育ちます。そのため、児童館運営を通じた体験活動や学習機会の充実をはじめ、子ども会など地域での交流や保育所で実施している小中学生など様々な年代の人のふれあいなど、楽しくあそべる環境づくりや人材の育成に取り組んでいきます。

該当する事業（あそび環境の充実）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-13 (再掲)	継続			○	児童館運営事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課
1-14	継続			○	地域活動の育成 (母親クラブ・子ども会) (児童厚生施設 運営事業)	子ども課
1-15	継続			○	交流事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課
3-23	継続			○	あそびの広場運営事業 (同)	子ども課
4-4	継続			○	子どものあそび場整備 (公園造成事業)	公園緑地環境課



小学校のほけんだよりから その1

2学期のケガ

2学期、ケガでの保健室利用件数は、661件。ケガトップ3は、

1位：ぶつけた、230件 2位：すり傷、98件 3位：鼻血、46件

でした。どこかにぶつけてケガをした人がとても多くなっています。身体を動かす前に、「周りに人はいないかな?」「転びそう、ぶつかりそうな危ないところはないかな?」と確認することは、簡単にできるケガ予防です。3学期中央小のケガを少なくしていきましょう!

みんな、どこでケガしてる?

さて、中央小のみなさんは、どこでケガをしているのでしょうか?ケガをした場所トップ3は、

1位：教室、62件 2位：アリーナ、32件 3位：グラウンド、21件

でした。…なんてこった!教室でのケガが一番多かったんです。みなさんが学校で一番長く過ごす教室だからこそ、3学期は一番ケガの少ない安心な場所になるといいですね。

(中央小学校、令和2年1月号)

## 8 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

女性の就業状況を見ると、かつては、子どもの小学校入学を機に仕事を再開することが多かったのに対し、今日では子どもの就学前から働く女性が増加しています。子育てと仕事との両立、働き方に合わせた幼児教育と保育の提供、ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発のほか、住環境、道路交通環境など幅広い視点が必要です。

### (1) 仕事と家庭との調和

就学前児童を持つ保護者に対するニーズ調査によれば、男性の育児休暇の取得率は3.6%と依然として低い状況が続いています（資料編、資・図50）。また、夫婦共働きの世帯では、「子どもとの時間を十分にとれない」ことが子育てに関しての悩み、気になることにあげられています（資料編、資・図59）。

夫も家事や育児を分担すべきと考える人が多いにも関わらず、現実には妻の家事や育児等に費やす時間が夫よりも多く、理想と現実が乖離しています。

そうした背景を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市民や事業者に対し、家事・育児の分担や働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発、各種制度に関する情報提供に取り組んでいきます。

該当する事業（仕事と家庭との調和）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-8 (再掲)	継続		○	○	地域子育て支援センター事業 (子育て総合支援センター事業)	子ども課
2-4 (再掲)	継続		○		母親学級及びペア学級事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
4-5	継続			○	ワーク・ライフ・バランスの推進 (男女共同参画社会推進事業)	市民連携室

### (2) 子育てしやすい住環境

子育て世帯が住宅に関する正確な情報を得られるよう、公営住宅の情報を提供します。

市や北海道の公営住宅政策として、近年、子育て世帯が優先的に入居できる「子育て支援住宅」が導入されています。市営住宅の整備に当たっては、未就学児童を含む3人以上の世帯を対象に、特定住戸を設定します。

公営住宅の整備に当たっては、地域子育て支援センターや児童館、地域親子ひろばなどを拠点とした交流事業、各種の子育て支援サービスとの連携も視野に取り組んでいきます。

また、移住定住者向けに、市内に住宅（新築・中古）を購入する方で、中学3年生以下のお子さんのいる世帯に対し助成金を上乘せしています。

該当する事業（子育てしやすい住環境）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
4-12	継続		○		子育て支援住宅 (市営住宅建設事業)	建築課
4-13	継続		○		住宅購入支援助成金 (移住定住促進事業)	企画室

### (3) 安全な道路交通環境等の整備

小学生を持つ保護者を対象にしたニーズ調査によれば、市に望む子育て支援策として、道路や建物のバリアフリー等安全安心な環境整備(46.8%)が、経済的支援の充実、小児医療や周産期医療の充実などに次いで上位にあります(資料編、資・図69)。

そこで、市はユニバーサルデザインの考え方にに基づき、地域の様々な立場の人たちの意見を反映しながら、利用者の視点から道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。

ベビーカーや車椅子に配慮した舗装などユニバーサルデザインの推進を図るため、新たに建設される公共施設の多目的トイレの設置に努めるとともに、公園トイレなど既存施設については、利用者の用途等に応じた、必要な整備を行っていきます。

該当する事業（安全な道路交通環境等の整備）

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
4-2	継続		○		公共構築物のユニバーサルデザインの推進 (市営住宅建設事業ほか)	建築課
4-3	継続		○		公園トイレ整備 (公園管理事業)	公園緑地環境課

### (4) 安全・安心まちづくりの推進

市は、通学路や公園などの環境整備のほか、子どもたちが幼少期から交通マナー等に関する理解を深めるため、交通安全教育に取り組みます。

また、通学路など街頭での啓発活動に、地域の大人たちが積極的、継続的に参加し、子どもとふれあうことで、地域住民が子どもを見守る環境づくりに努めていきます。

さらに、地域の安全・安心を確保し、犯罪から子どもを守るため、市防犯協会と連携した防犯啓発活動を推進するほか、市や町会で管理する街路灯の維持管理や新設等の支援に取り組んでいきます。

そのほか、児童館等で実施する放課後児童クラブを利用する児童を対象に、地域の協力を得て早朝の時間帯にも利用できるよう取り組みます。

該当する事業（安全・安心まちづくりの推進）

事業 番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
1-29 (再掲)	新規		○	○	児童館等地域見守り事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課
4-1	継続		○		街頭補導活動事業 (青少年対策事業)	子ども課
4-6	継続		○		交通安全教室 (交通安全対策事業)	市民連携室
4-7	継続		○		民間における交通安全の確保 (交通安全対策事業)	民間実施 ※市民連携室
4-8	継続		○		市防犯協会への支援 (市民の安全と安心を高める推進事業)	市民連携室
4-9	継続		○		街路灯の維持管理と新設・敷設替の支援 (町会等管理街路灯維持支援事業)	土木課、市民連携 室
4-10	継続		○		防犯啓発活動 (市民の安全と安心を高める推進事業)	市民連携室
4-11	継続	○	○		児童見守りシステム推進事業 (同)	指導室



岩見沢市立児童館交流誌「はばたき」から その2

児童館のスポーツレク

りおくんといっしょに大玉運びをしました。さいしょはできないと思ったけど、さいしょからさいごまで、素早くバランスよくできたので、友だちにほめてもらいました。それでぼくとりおくんは、すごくいい気持ちにもなれて、自分たちがどれだけがんばれたのかもわかりました。また、スポーツレクがあったら、がんばりたいです。

(平成30年度・小学3年生)

冬休みの冬きレク

冬きレクは、スキーやそりをやります。その中でわたしは、スキーをやります。知らない子がチームにいっぱいいました。でも、みんなとすべれたのでうれしかったです。

リフトの少し高いところまでくると、となりの子が「ゾクゾクするね!」といったので、わたしは「そうだね。」とかえしました。さいごはみんなですべりました。

(平成30年度・小学2年生)

友だちができた冬季レク

1月9日木曜日、はぎの山スキー場でスキーをしました。わたしは、B1はんでした。リフトにのる時、幌向小の女の子とのりました。いっしょにいる時間は少なかったのですが、名前も聞きませんでした。でも、同じ小学校の人が一番の友だちだと思いました。これからも友だちを大切にしようと思います。スキーはいっぱいすべれたのでおもしろかったです。すごく楽しかったです。

(令和元年度・小学3年生)

## 9 児童虐待の防止

### 市に求められる役割

平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)において、児童虐待防止等に関する、市町村の責務と役割が明確になりました。すべての子どもが健全に育成されるよう、虐待の発生予防から自立支援までを視野に、市町村及び児童相談所の体制を強化すること、子どもを家庭や家庭に近い環境で養育すること等が盛り込まれています。

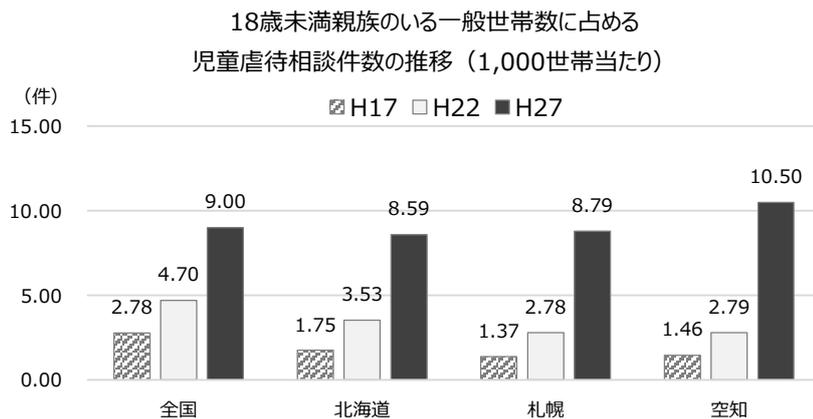
これを受け、平成29年3月に厚生労働省は、「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)(平成30年7月改正)を設け、市町村はすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、支援を要する場合には積極的にアプローチすることなど、虐待の未然防止・早期発見に取り組むよう求めています。その前提として、支援を要する妊婦や、子どもと保護者に日頃から接する機会の多い医療機関、児童福祉施設、学校等は、これらの情報を市町村に提供することとしています。

市町村には、子どもや保護者に対し必要な支援を行うための拠点づくりとコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの展開を柱に、子ども家庭支援員や組織のレベルアップが求められています。そのほか、地域で子育てに係る活動を行っている団体や子ども食堂等の居場所づくりをしている団体、民生委員・児童委員(主任児童委員)等様々な地域活動をつなげるネットワークの構築や地域に展開する子育て支援資源の育成と開発、子どもの権利を守る地域文化や地域で子どもを育てる文化の醸成等、その内容は多岐にわたります。

子ども・子育て支援事業との関係では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条に規定する利用者支援事業や延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう努めていくことが必要であるとされています。

### 岩見沢市児童虐待防止計画

平成17年から平成27年まで、児童相談所に寄せられる18歳未満親族のいる一般世帯数に占める児童虐待相談件数(1,000世帯当たり)の推移をみると、全国、北海道で3～5倍、空知においては7倍にも増加しています。本市においても、児童虐待防止に関する相談窓口を設けるほか、妊娠中の予防的介入や、医療機関、保育所・幼稚園・小学校等と連携した虐待防止や早期発見に取り組んでいますが、虐待に関する通告は後を絶たない状況です。



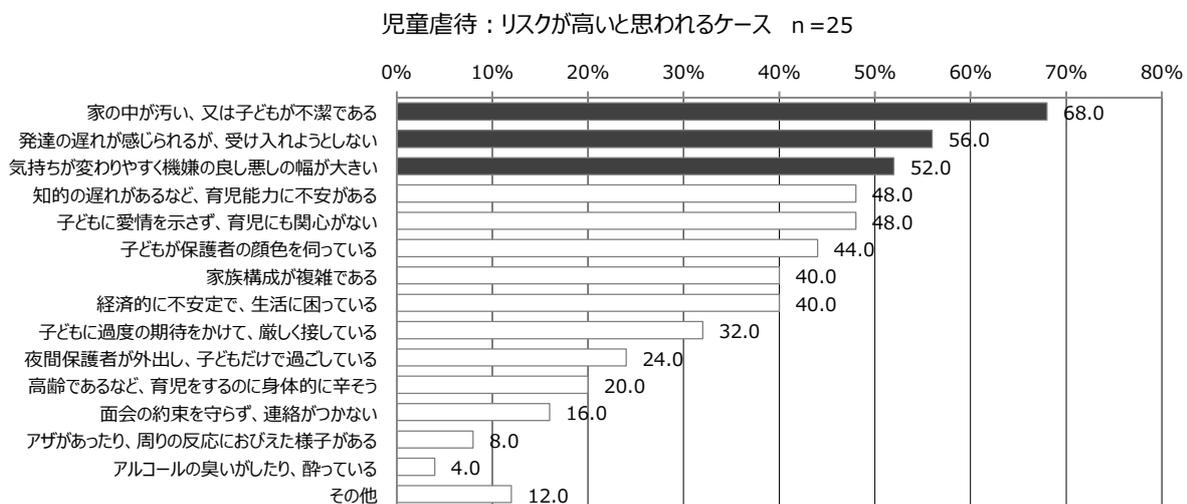
また、家庭環境や保育環境が子どもの健康や心身の発達に影響することから、子育て期の保護者の働き方や経済的な支援も課題となっています。経済的な困窮と児童虐待は直接結びつくものではありませんが、虐待に至る家庭の背景に、経済的な困窮があることが少なくないからです。

そこで、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて、児童虐待に関する本市の支援策を明確にするため、子ども・子育て会議の専門部会における意見や北海道が策定する第4期子ども未来づくり計画（令和2年度～令和6年度）に定める児童虐待防止対策の推進を参考に「岩見沢市児童虐待防止計画」の要素を盛り込み、以下の3つの視点で取り組みます。

## （1）虐待防止対策の充実

日頃から児童に接している保育所や幼稚園、学校、児童発達支援事業所などが、児童虐待など子どもにとってリスクが高い家庭に接する機会は、近年増加しています。このことは、児童虐待に関する社会的な関心の高まりにより、これまで見過ごされてきた虐待リスクに多くの人気づけるようになってきたことも影響していると考えられます。

令和元年7月、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所などを対象に実施した「虐待リスクの高い家庭に関するアンケート調査」によれば、リスクが高いと思われるケースは、家の中が汚い、又は子どもが不潔である（68.0%）、発達の遅れが感じられるが、受け入れようとならない（56.0%）、気持ちが変わりやすく機嫌の良し悪しの幅が大きい（52.0%）となっています。今後、こうした気づきが、支援につながるような仕組みに留意する必要があります。



### ①児童虐待防止等に関する普及啓発

児童虐待を未然に防ぐため、オレンジリボンキャンペーンなどによる普及啓発、児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報に努めます。

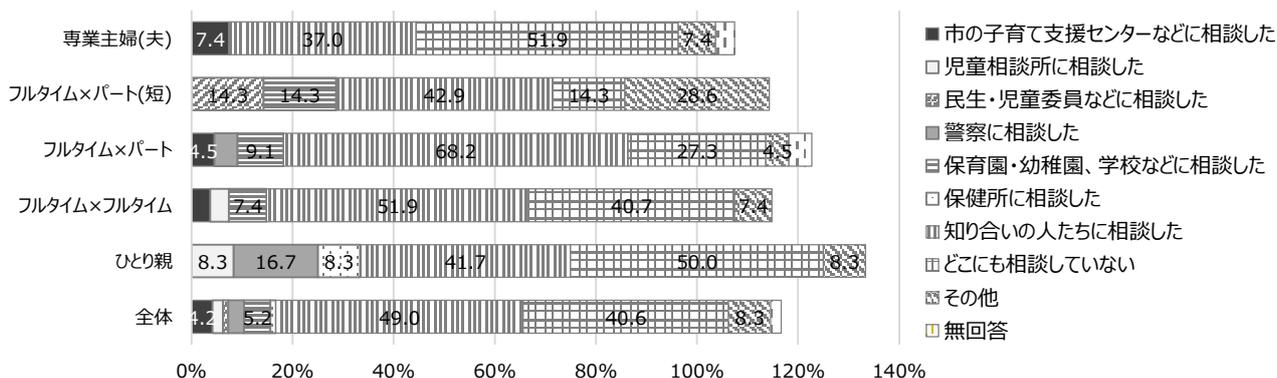
また、子育て総合支援センターを中心に、児童相談所、病院など関係機関が一体となった相談体制を強化し、情報共有を図るとともに、子どもが過ごす保育所等の現場において、虐待リスクが高い家庭の児童、虐待が疑われる児童に対して適切な対応がとれるよう、初期対応時における注意点や確認項目をまとめたチェックリストに関する検討を進めます。

## ②親の孤立を防ぐ

就学前児童を持つ保護者を対象にしたニーズ調査によれば、児童虐待を見たり聞いたりした際の対応として、回答者全体では、「知り合いの人たちに相談した」(49.0%)、「どこにも相談していない」(40.6%)、「保育園・幼稚園、学校などに相談した」(5.2%)となっています。このことから、親の孤立を防ぎ、虐待に関する気づきを支援につなげるためには、家族や友人との会話がプラスに働くことが推測されます。

また、市民向け調査では、「育児真っ盛りの母親は、責任感が強く一生懸命です。そして自分で抱え込んでしまう方が多く、子育て支援などに助けを求めたりすることをためらってしまいがちです。子育て親子ひろばに足を運ぶ余力のある方はよいですが、他人に会うことで疲れるタイプのお母さんや、イライラで自己嫌悪に陥ってしまうお母さんなどを支えるのは、パートナーや身内、友人などの身近な存在だと思います。周りの方がもっとお母さんに温かい目を向け、気遣ってあげることが何よりの支援になると思います。」(30代・女性)などの意見も寄せられています。

児童虐待を見たり聞いたりした場合の対応 n=96



これら意見にあるように、育児に悩む保護者によっては、相談できない、あるいは希望する結果を得られないと思込み、相談することをあきらめてしまう人がいます。そうした保護者を支援につなげるためには、支援者側から声をかけ、背中を押してあげるような取り組みが必要となります。

例えば、夜間の子どものレスパイト先としてトワイライトステイやショートステイを紹介する、継続的な支援のために児童相談所との橋渡しをする等の取り組みも考えられます。

保護者の孤立に対しては、悩む保護者が支援者の存在に気づけるよう、支援内容を記載したリーフレットの配布や支援ガイドの活用が有効と考えられ、その整備について検討します。

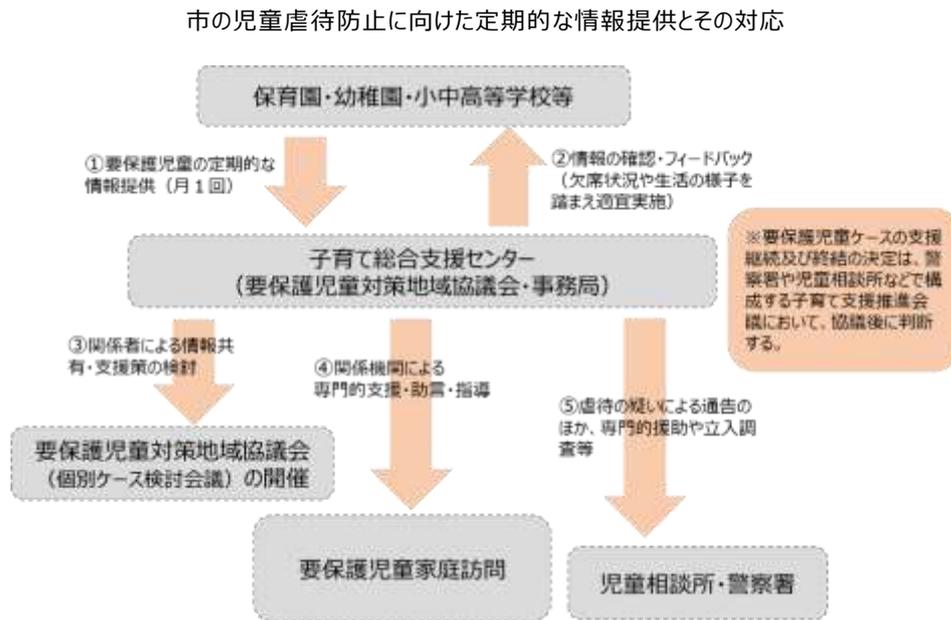
## (2) 児童虐待への迅速な対応

要保護児童対策地域協議会（要対協）という名称は、関係者間で認識されていますが、一般の支援者にとって虐待を通告する場所というイメージが強く、情報を集約するにはその名称が心理的なハードルとなることも考えられます。

本市の場合、協議会の事務局は、こども・子育てひろば「えみふる」を構成する市の子育て総合支援センターにあり、虐待についても相談しやすい環境づくりに努めています。

また、虐待通告に対する状況判断に当たっては、支援者の間でも虐待リスクの捉え方に温度差があることが指摘されています。

小さなリスクも見逃さず、迅速に対応するためには、関係者が同じ認識を持って、柔軟に連携できる関係性を普段から構築しておく必要があります。そのため支援者同士の交流機会となるような学習会の開催などを通して、医療分野における多職種連携にならない、専門職が連携した行動をとれるよう情報共有と関係性の構築に努めていきます。



### (3) 虐待を受けた子どもと家庭の支援

先の「虐待リスクの高い家庭に関するアンケート調査」によれば、児童虐待に当たり市や地域、団体等がすべき取り組みは、児童相談所・警察・子育て支援センターなどの連携（69%）、市と地域・団体等との情報共有（67%）、保護者が立ち直るためのカウンセリング（38%）となっています。

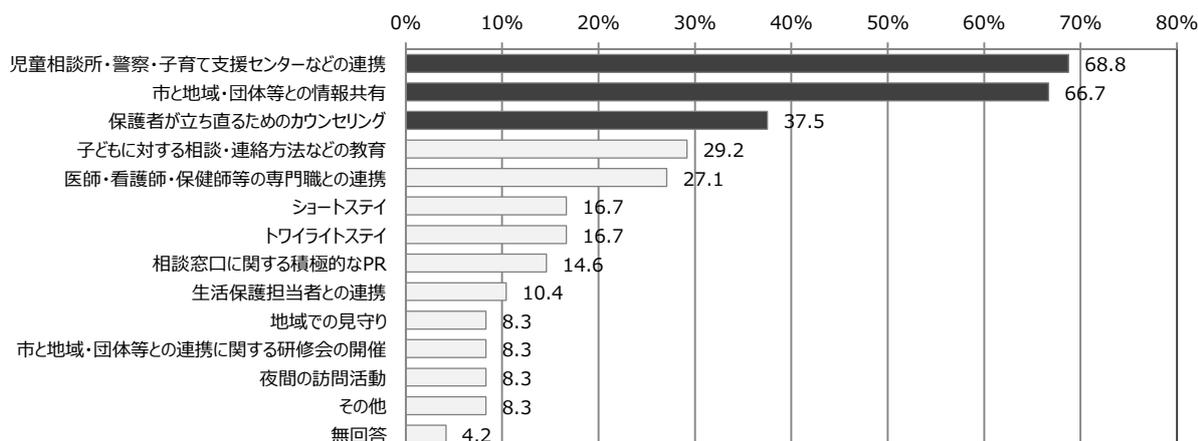
虐待を受けた子どもと家庭の支援に当たっては、現在、幼稚園・保育所・学校など子どもと直接関わる各機関と市が定期的に情報共有し、虐待リスクのある家庭と子どもを見守っています。今後も引き続き、関係者が適切に対応できるよう児童虐待に関する学習会を開催し、家族や子どもの状況に応じ、適切な支援が行えるよう努めます。

また、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、医師、看護師、保健師等の専門職が連携し、きめ細かな支援に当たります。

特に、心のケアに当たっては、関係者が方針や対応を合わせて相談支援を行う必要があります。関係機関が情報を共有し、支援方法を確認し合える環境をつくります。

支援に当たっては、子どもや家族に対応する過程で支援者も不安やいらだち、無力感などを経験します。そうした支援者の心のケア（トラウマ）に気づく上でも、チームで対応することに努めます。

児童虐待：市や地域、団体等がすべき取り組み n=48



該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
5-1	継続	○			チャイルドホットライン (子育て総合支援センター事業)	子ども課
5-2 (再掲)	継続	○	○		児童虐待早期発見事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課
5-3	継続	○			特別育児支援ヘルパー事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課
5-4	新規	○			児童虐待防止の学習会によるネットワーク づくり(子ども・子育て支援事業)	子ども課



何かあったの？

虐待などの疑いがある家庭に接するときの悩みとして多いのは、直接家庭でのできごと（虐待かなと思われること）に言及することにためらいが生じることでしょう。

保護者は、虐待していると「疑われている」ことに敏感です。気になることがあったときには、「虐待かもしれない」と疑って決めつけずに、「何かあったんですか？教えてください」と、起こったこと、事実を中立的に聞き、記録する姿勢で臨みましょう。

「虐待があった」と前提に考えるのではなく、たとえ保護者の説明の辻褄が合わなくても、いつ、どんなことがあったのか、何て聞いたらどう答えたかを記録していくことが大事です。保護者の答え方の事実を追って記録していくのです。

そして、ウソじゃないかと思うことも否定せず聞き取り、話してくれたことに対してきちんとお礼を言いましょう。保護者が大変な思いをしていたら、それに共感、労いの気持ちを伝えることも大事です。話がウソだったら保護者は後ろめたい気持ちになる筈です。

(令和元年9月、療育講演会より)

## 10 子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援

すべての子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、教育・福祉・労働等の各部門が密接に連携し、相談支援、教育支援などに総合的かつ効果的に取り組むことが求められています。

令和元年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けて子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、市町村にも子どもの貧困対策についての計画策定を努力義務とすること等が規定されました。

そのため、本市においては、子ども・子育て会議の専門部会において相談や育児支援の現場関係者の意見を参考に、子どもと保護者が孤立することなく安心して暮らしていくための施策について検討しました。そこでは、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に気づき、各種の支援につなげるとともに、経済的に厳しい環境におかれることの多いひとり親の自立を目指した施策の必要性を確認し、「岩見沢市子どもの貧困対策推進計画」を兼ねることとします。

合わせて、第2期北海道子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）の「計画のめざす姿と基本的な対応方向」に沿った取り組みを進めていきます。

### （1）相談支援

#### ①相談窓口の周知

就学前児童を持つ保護者を対象にしたニーズ調査によれば、ひとり親の場合、子育て親子ひろば、病児・病後児保育事業について、知らない（いいえ）と回答する割合が、全体平均よりも10ポイント前後高く、これらの子育て支援サービスに関する情報が必ずしも届いていない状況が明らかになっています。

主任児童委員が児童館等を会場に平日の午前中に開催する親子ひろばは、フルタイム世帯のひとり親家庭にとっては、馴染みが薄いと考えられますが、子どもが病気のときに専用施設で行う病児・病後児保育は、重要なサービスであるにも関わらず、あまり知られていないという結果は、周知方法を見直す必要があるということを示しています。

さらに、母子父子自立支援員による相談サービスを知らない割合が全世帯平均で73.0%、ひとり親においても52.9%にものぼっています（資料編、資・図29）。

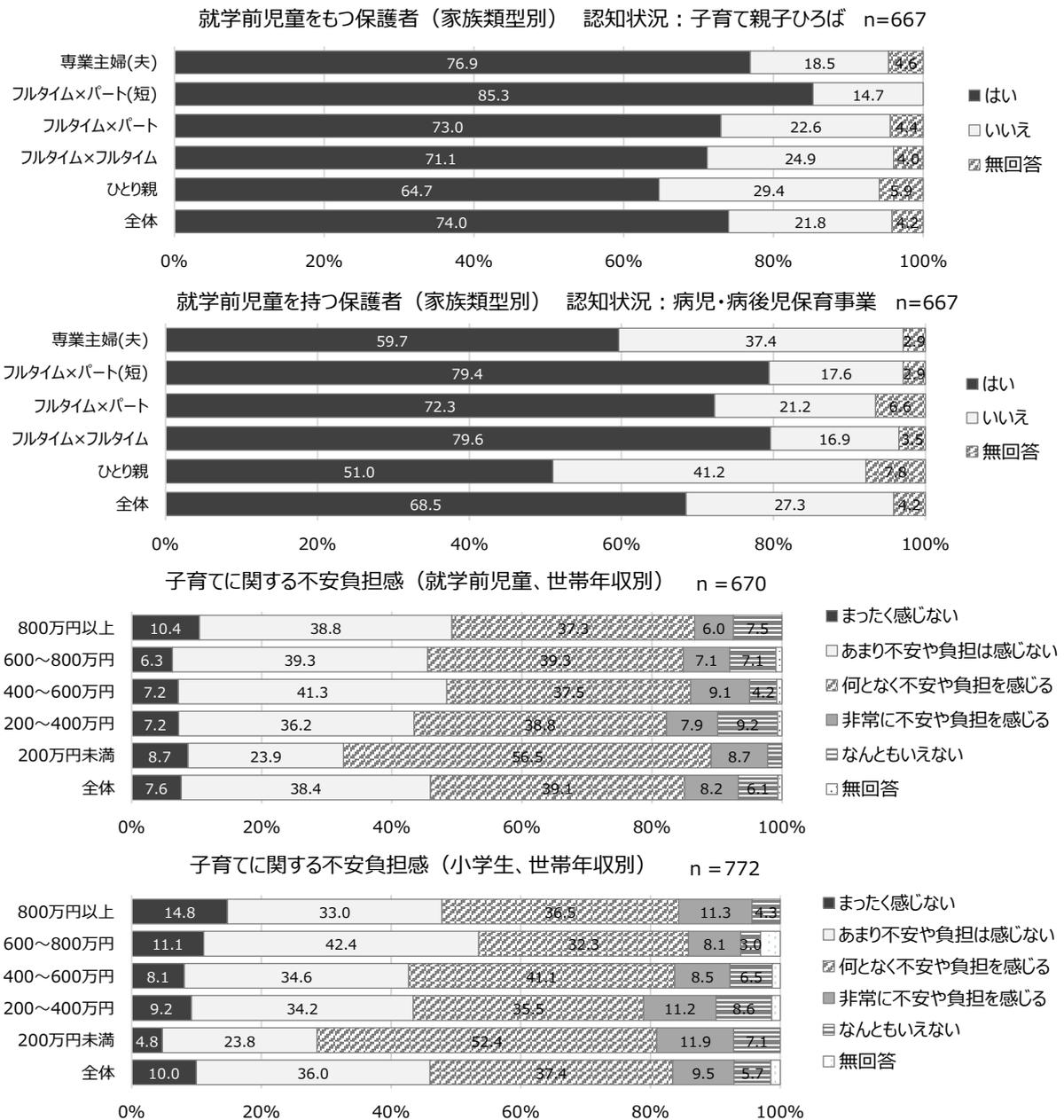
また、同じ調査によれば、子育てに関して不安や負担を感じることは、就学前児童では世帯年収が200万円未満の世帯で、「何となく感じる」もしくは「非常に感じる」とする割合が、それぞれ56.5%（平均39.1%）、8.7%（平均8.2%）と高くなっています（資料編、資・図56）。また、小学生でも「何となく感じる」52.4%（平均37.4%）、「非常に感じる」11.9%（平均9.5%）と同様な傾向にあります（資料編、資・図57）。中でも、ひとり親家庭では、子育ての悩みや不安の相談相手がない割合は7.8%と全体平均の1.3%よりも高く、身近な相談相手がないことがうかがえます（資料編、資・図59）。

子どもを持つ保護者にとって、経済的な安定が子育ての不安や負担の軽減にとって重要であり、貧困世帯やひとり親家庭の自立支援のために、それぞれの家庭に沿った情報提供や相談窓口を設け、孤立を防ぐ取り組みを進めていきます。

## ②必要な情報を届ける

必要とする子育て支援サービスを必要とする世帯が利用できるよう、様々な情報発信に取り組むとともに、地域で開催する子育て親子ひろばの活動、こども・子育てひろば「えみふる」が備える様々な機能などを活用しながら、保護者が抱える悩みに的確に対応できる体制を整えます。

また、情報発信に当たっては、情報入手手段の違いが子どもの機会格差につながらないように、留意する必要があります。例えば、家族健康手帳アプリの利用者は、乳幼児期に限定されるため、多くの保護者が情報の発信手段に使用している LINE（資料編、資・図 61）などとの併用は有効性が高いと考えられます。



## (2) 教育支援

近年の子どもの貧困の特徴は、様子を目で見てわかる絶対的貧困ではなく、見た目ではわかりにくく、一見すると普通でも、一般的な社会生活と比較して実は貧困にあたる相対的貧困であるとされています。地域や社会からは見えにくく、子どもに自覚がないか、自覚があったとしても周囲の目を気にして表に出せない実態があるとされています。

子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、家庭の経済的な状況に関わらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であり、それを実現するためには教育の充実が不可欠です。すべての子どもに教育を受ける機会を保障し、保護者の教育に対する関心の度合いに左右されずに、子どもが能力・可能性を最大限伸ばす機会を持つことができるよう、教育支援の充実を図ります。

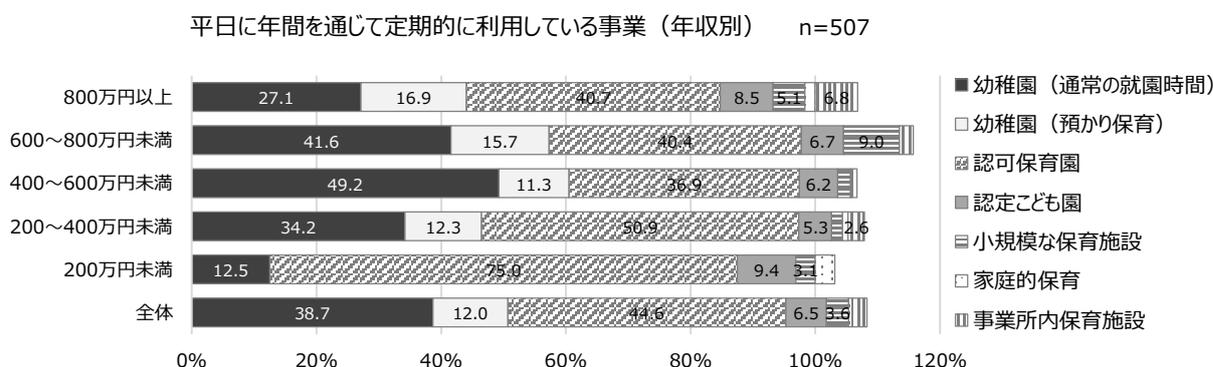
また、子どもの学力向上や自立心の向上のため、学校以外にも学習支援の場を設けるなど、それぞれの子どもに合わせた、きめ細かな取り組みを進めます。

### ① 幼児教育・保育における教育支援

就学前児童を持つ保護者に対するニーズ調査によれば、幼稚園、保育所を利用する子どもは、全体で見るとほぼ同じ割合になっています。一方で、それぞれの利用者の年収には特徴があり、幼稚園利用者は、年収 400 万円から 800 万円が中心であるのに対して、年収 200 万円未満と年収 800 万円以上では、保育所や認定こども園を利用する割合が高くなっています。

また、ひとり親世帯の子どもの就園率（保育所、幼稚園等）は、80.4%と北海道の現状値とほぼ同水準になっています。そのほか、ひとり親家庭の親の就業率は、60.8%と北海道の現状値よりも約 20 ポイント低い状況です（資料編、資・図 19）。

幼児教育・保育施設は、このように世帯年収の違いや家族類型の違いを超えた様々な世帯を背景に持った子どもたちが利用しています。そこで、機会格差が顕在化していない幼児期の段階から、就園率、入所率を高めるとともに、質の高い教育と保育の提供を推進します。



### ② 学校等における学習支援

小学生を持つ保護者に対するニーズ調査によれば、世帯年収の違いによって、習い事に通っている状況や家族旅行の体験に違いが見られます。

200万円未満の世帯では、習い事に通っている子どもは、それ以上の年収の世帯に比べて20ポイント以上低く（資料編、資・図40）、また、家族旅行の体験も、それ以上の年収の世帯と比べて10ポイント以上の差が見られます。

さらに、年収200万円未満の世帯では、PTAなどの自主活動に「参加しておらず今後も参加しない」（54.8%）が全体平均（29.5%）よりも高い状況になっています。

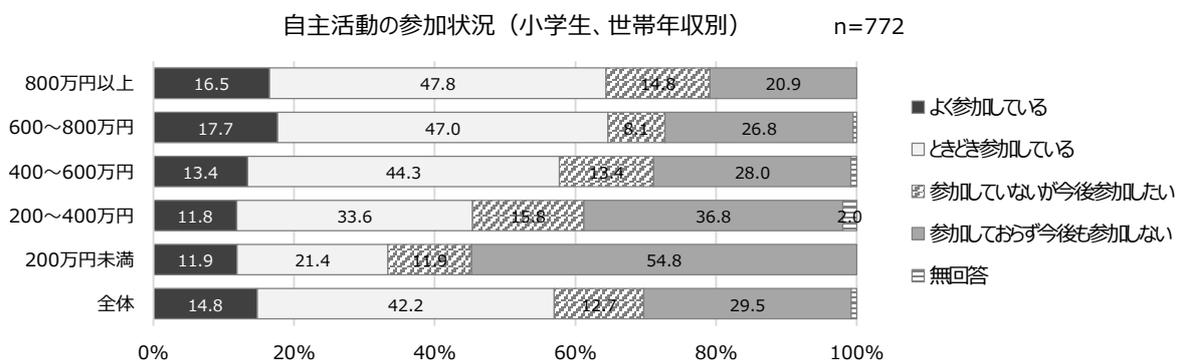
そこで、学校に通う子どもたちが、家庭環境などに左右されることなく、確かな学力を身につけることができるよう、学校現場では放課後学習などを通じた教育の充実に努めます。

そのほかにも、生活保護世帯等に対する学習支援や学習塾を活用して基礎学力を身につける土曜・英検学習会を開催するなど多様な学習機会を提供します。

また、児童・生徒が社会的・職業的な自立に向けて資質・能力を身につけていくキャリア教育を通じた高等教育への進学を支援します。

さらに、幼稚園や保育所での物資的な格差の少ない環境に着目した以下のような取り組みが考えられます。

- ・子どもが徒歩で参加できるおおむね中学校区単位での体験型行事の開催を支援する。
- ・地域人材と連携したふるさと教育を通して、地域の仕事やまちのことを学び、児童の豊かな心を育み、郷土愛を育てる。
- ・キャリア教育を通して自分を表現し、肯定的に捉えることのできる機会を設ける。



### ③貧困の連鎖を断ち切る

貧困問題の1つに、子どもの体験機会の格差が将来の孤立や孤独、経験不足など相対的貧困につながるということが指摘されています。そこで、地域の大人たちから学び、家族だけでなく多くの大人に対する信頼感を育てることを通して、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、以下のような取り組みを進めていきます。

- ・無料の学習機会など現物支給やサービスの提供を重視する。
- ・子どもが自分の意思でも参加できるよう、情報の提供方法や機会を工夫する。
- ・体験事業の目的を、日頃、子どもと接している学校教諭が理解し、必要な子どもには参加を勧めるなどの働きかけをする。
- ・従来から実施している子ども会や児童館行事に、地域の子育て世代が参加し、子どもの好奇心に働きかけるような事業を実施する。

### (3) 保護者や子どもの生活支援と就労支援

就学前児童を持つ保護者を対象にしたニーズ調査から、世帯年収 200 万円未満の世帯では、保育所・こども園の利用が大半を占めていることを踏まえ、就労により保育を必要とするすべての子育て家庭のニーズに応える保育サービスの充実に努めます。

また、小学生の放課後児童クラブ利用のニーズに応え、子どもの居場所である児童館等で様々な活動機会が提供できるよう、地域との連携や職員研修などに努めます。

保護者や子どもの生活支援に当たっては、生活困窮者自立支援として専門機関による相談支援などを通して生活の安定に資すること、また、就労支援に当たっては、キャリア教育の実施、ひとり親家庭の就業支援や高等職業訓練などにより、保護者の職業生活の安定と向上に資することを目指します。

### (4) 子どもや保護者への経済的支援

保護者の就労だけでは十分な収入を得られない場合であっても、最低限の経済基盤を保つことが重要であることから、就学前児童については、世帯の生活基盤を維持していけるよう、医療費負担の軽減、妊娠時からの家事・育児支援、児童扶養手当など経済的支援に取り組みます。

また、就学児については、医療費負担の軽減、就学援助などに引き続き取り組みます。

子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援については、相談現場など関係者の意見を参考に、経済的に厳しい環境におかれることの多いひとり親家庭の自立を目指した施策に取り組みます。



#### 経済的支援と機会格差（保護者の意見から）

##### ひとり親で4人の子どもを育てる

ひとり親で4人の子どもを扶養しています。年収はそれなりにありますが、それぞれに希望の教育を受けさせるとなると経済的に厳しいものがあります。上の2人は家から離れひとり暮らしや寮に入りながら、大学、専門学校へ行き、下の2人は小学生でそれぞれにやりたいことはあるのですが、経済的理由でさせてあげられないことに罪悪感があります。もう少し経済的な援助があると助かります（小学生の保護者）。

##### 共働きと部活動

学校の部活動では遠征があり、両親ともに就労していると、付き添うことができずそもそも入部させてあげることが難しい（就学前児童の保護者）。

##### 共働きと子どもの習い事

いろいろな習い事（スポーツや勉強など）をさせたいとは思っていても共働きなので送迎がなかなかできない。家計にやさしい月謝で、送迎をしてくれる習い事などあれば利用したいなと思います（小学生の保護者）。

## 該当する事業

事業番号	区分	3つの視点			事業名 (事務事業名)	担当課
		安全	安心	笑顔		
3-25	継続		○		岩見沢市指定ごみ袋交付 (ごみ処理対策事業)	廃棄物対策課
6-1	継続	○	○		母子・父子自立支援員配置 (母子等福祉事業)	福祉課
6-2	継続	○			生活困窮者自立支援 (生活困窮者自立促進支援事業)	保護課
6-3	継続			○	生活困窮者学習支援 (生活困窮者自立促進支援事業)	保護課
6-5	新規		○		S・Eスタディに対する支援 (スクールバス運行管理事業)	指導室、学校教育課
6-6	新規		○	○	地域子ども体験活動補助金 (青少年育成事業)	子ども課
6-7	継続	○	○		母子家庭等自立支援給付金、ひとり 親家庭児童修学援助金(母子等福 祉事業)	福祉課
6-8	継続		○	○	小中学校就学援助事業 (同)	学校教育課
6-9	継続		○	○	特別支援教育振興事業	学校教育課



## LGBTへの配慮

学校も、児童館も、そのほかの公共施設も、「LGBT」な利用者に対する配慮がほとんどなくて残念です。私には小学生の娘がいますが、もしかしたら性同一性障がいかも…と、娘も私も感じています。でも、その辛い気持ちに寄り添ってくれる環境がないので、困っています。

学校や児童館では、整列時、グループ分け、持ち物の色など何かにつけて「性差」によって分けられています。新しい施設にはハンディキャップトイレがあるのでまだよいのですが、トイレもはっきりと男女が区別されています。

これだけ性差に対する世論が騒がれているのに…。少数派まで手が回らないのかもしれないけど、この問題は今後、増えることはあっても、減ることはないから、施設の改修や職員の意識改革など、迅速に対応してもらいたいです。辛い気持ちに寄り添えず、子どもを傷つける人は要りません。

(市民アンケート調査・30代女性の意見)

(参考) 第2期北海道子どもの貧困対策推進計画で提案する子どもの貧困に関する指標と岩見沢市の状況

No	指標	現状値	考方	目標値	全道一般	岩見沢市
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.6%	2	99.1%	99.1%	100%(H30)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.9%	2	1.7%	1.7%	0%(H30)
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.7%	2	50.0%	72.0%	<b>55.6%(H30)</b>
4	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	96.6%	2	99.1%	99.1%	—
5	児童養護施設の子どもの大学等進学率	27.9%	2	50.0%	72.0%	—
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	86.0%	1	現状値を維持	81.7%	<b>80.4%</b>
7	新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施市町村	134市町村	4	全市町村	—	実施
8	ひとり親家庭において、経済的理由で、電気・ガス・水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験が「あった」と答えた割合	20.8%	3	減少させる	—	—
9	ひとり親家庭において、経済的理由で、家族が必要とする食料を買えなかった経験が「あった」と答えた割合	43.6%	3	減少させる	—	—
10	ひとり親家庭において、子どものことで困ったことや悩みがあるときに相談する相手がいないと答えた割合	8.8%	3	減少させる	—	7.8%
11	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	77.6%	2	80.0%	80.8%	<b>60.8%</b>
12	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	87.8%	2	88.1%	88.1%	
13	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子家庭）	41.4%	2	44.4%	44.4%	<b>41.2%</b>
14	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子家庭）	70.2%	1	増加させる	69.4%	
15	道）「子どもの居場所」がある市町村数	78市町村	4	全市町村	—	各児童館等
16	道）母子・父子自立支援員を知らなかった人の割合	46.7%	3	減少させる	—	<b>73.0%</b> (ひとり親:52.9%)
17	道）ひとり親家庭のうち子どもに期待する学歴を高校までと答えた割合	26.9%	3	減少させる	—	—
18	道）子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村	4市町村	4	全市町村	—	(兼)第2期子ども・子育てプラン
19	スクールカウンセラーの配置校（小学校）	400校		—	—	全14校
20	スクールカウンセラーの配置校（中学校）	410校		—	—	全9校
21	ひとり親家庭のうち養育費の取り決めをしている割合（母子家庭）	58.4%		—	42.9%	—
22	ひとり親家庭のうち養育費の取り決めをしている割合（父子家庭）	30.1%		—	20.8%	—
23	道）全世帯の子どもの高等学校中退者のうち、「経済的理由」で退学したものの割合（公立）	0.6%		—	—	—

※No3,5は、全道一般値とのかい離が大きいため、第2期計画期間中は、全道一般のおおむね半分の伸びを目標として設定する。

※No14は、全国値を上回っているが、計画期間中も増加させることを目標とする。

※No6,10,11,12,21,22の現状値は、「2017北海道ひとり親家庭生活実態調査」の数値、参考値は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」の数値。

※No13,14,15,16は、平成27年「国勢調査」の数値。

※道）は、道独自指標。

※No6,10,11,14,16の岩見沢市の数値は、令和元年度のニーズ調査に基づく。

考 え 方	
1	同じ考え方の全国値・全道値のすべてにおいて、平均値を上回っている指標は、原則、「現状維持」を目標とする。
2	同じ考え方の比較対象がある指標は、「全道一般値」、「同様の全国値」等を目標とする。
3	同じ考え方の比較対象がない指標は、「理想に近づけること」を目標とする。
4	他との比較に馴染まない指標は、「100%」、「全市町村」等を目標とする。
5	目標値の設定が困難である又は馴染まない指標は、目標値を設定しない。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の優先順位

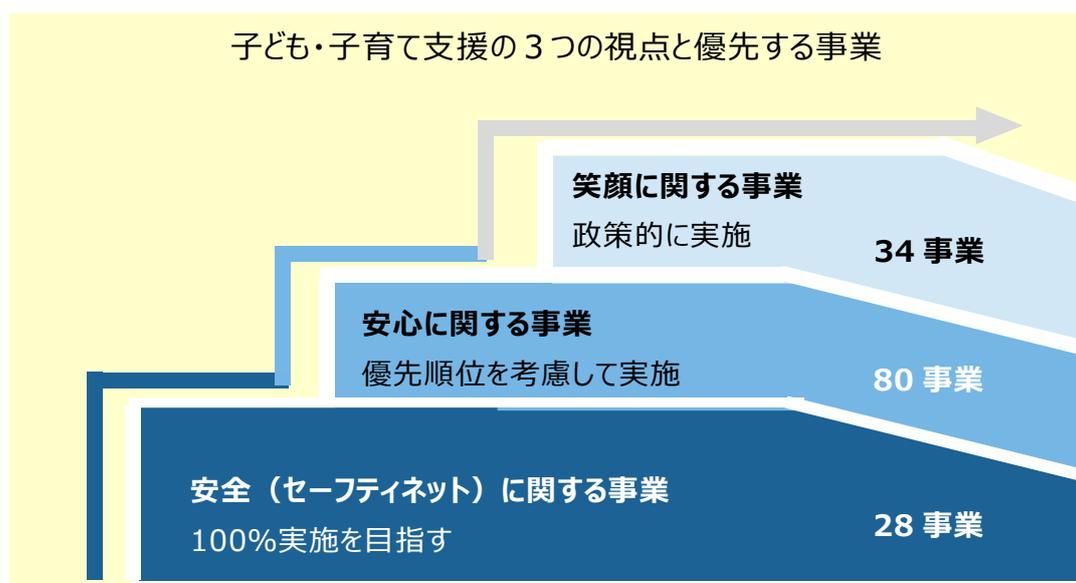
全体で104を数える各事業を、子どもと保護者との相対的な関係から、第3章の基本的な考え方で示した「安全」「安心」「笑顔」の3つの視点で分類すると、重複するものを含め、「安全」28事業、「安心」80事業、「笑顔」34事業になります。

計画の推進に当たっては、これらのうち「安全」に分類される事業から優先的に取り組むとこととします。「安全」は子ども・子育て支援の基礎となる施策です。ここに分類される事業は最も優先度が高く、計画期間内の5年間ですべて実施することを目指しています。

「安心」ならびに「笑顔」は、財源の確保等様々な観点から、年度ごとに優先順位を判断していきます。

「安全」「安心」「笑顔」に関する事業位置づけ

安全	安心	笑顔
子どもと子育てを支える セーフティネット	将来を見通せる 子育て支援サービスや経済的基盤	社会と関わり成長できる喜びや希望
計画期間内での実施を目指す	財源等により、優先順位を 考慮し実施	特色ある事業として政策的に実施



主な新規事業・拡充事業

安全	安心	笑顔
<p>・<b>児童虐待防止の学習会によるネットワークづくり</b> 子どもと直接関わる専門職間の児童虐待に対する問題意識を共有するため、学習機会を設けます。</p> <p>・<b>産後ケア</b> 産後間もない母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するための支援を行います。</p>	<p>・<b>子どもサポート教室の開催</b> 発達の遅れが見られる幼児とその保護者に対し、専門職と一緒に成長や発達の状況を確認・共有できる集団の場を提供します。</p> <p>・<b>無料学習会の送迎</b> 経済的な負担なく学習会に参加することができるよう、所得に関係なく生徒が移動できるようにします。</p> <p>・<b>保育士等の確保</b> 保育士（及び幼稚園教諭）確保のため、支援策に取り組みます。</p>	<p>・<b>成長記録ファイルの普及</b> 子どもが各ライフステージにおいて切れ目ない一貫した支援が受けられるよう、成長と発達を記録する成長記録ファイルの普及に努めます。</p> <p>・<b>放課後児童の早朝預かり</b> 学校休業日等の早朝、放課後児童クラブを利用する児童を地域の協力を得て、児童館等に受け入れます。</p> <p>・<b>子どもの体験活動の支援</b> 子どもを対象とする体験活動の支援を通して、担い手の育成を進めます。</p>

主な継続事業

安全	安心	笑顔
<p>・<b>病児病後児保育事業</b> 児童が病気で集団保育が困難な期間、専用スペースで一時的に預かります。</p> <p>・<b>ファミリー・サポート・センター事業</b> 育児の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員による相互援助活動を支援します。</p> <p>・<b>産前産後ヘルパー事業</b> 産前・産後の子育て家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します。</p> <p>・<b>特別育児支援ヘルパー事業</b> 要支援児童がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児の支援を行います。</p> <p>・<b>子育て短期支援事業</b> 保護者が仕事等で一時的に保育が必要になった場合、児童を児童養護施設等で預かります。</p> <p>・<b>チャイルドホットライン</b> 関係機関等が連携し、児童虐待や育児に不安を抱える家族に向き合います。</p> <p>・<b>生活困窮者自立支援</b> 生活に困窮することにより、子どもの養育環境が不安定にならないよう保護者の就業支援などを行います。</p>	<p>・<b>留守家庭児童対策事業</b> 児童館等を利用し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を受け入れます。</p> <p>・<b>乳幼児健診事業</b> 子どもの成長や発達に応じ健康診査を行います。</p> <p>・<b>不妊・不育症治療費助成事業</b> 経済的負担の大きい不妊治療・不育症治療の受診者の治療費の一部を助成します。</p> <p>・<b>子育て支援センター事業</b> 子育て相談と支援を行うため、子育て支援拠点の「えみふる」内のほか市内4か所の保育園に設置しています。</p> <p>・<b>親子ひろば（常設・地域）</b> 就学前児童と保護者等が集い、地域で子育てを支えます。</p> <p>・<b>子ども発達支援センター事業</b> 発達の不安、障がいがある場合、一人ひとりにあった相談や訓練を行います。</p> <p>・<b>教育支援センター事業</b> スクールカウンセラー等の専門員が、連携して児童生徒の発達段階に配慮し、悩みや不安の解消、問題行動の解決を図ります。</p> <p>・<b>母子等福祉事業</b> 保護者の生活の安定と児童の健全育成、各種給付金・援助金を支給して、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。</p>	<p>・<b>あそびの広場運営事業</b> 全天候型あそび場を通して子どもの心身の発達を促し、専門職の連携により安心して子育てできる環境を提供します。</p> <p>・<b>ブックスタート事業</b> 絵本を介した親子のふれあいを促すため、絵本などをプレゼントします。</p> <p>・<b>子ども会等健全育成事業</b> 子どもたちが健やかに成長するため、スポーツ活動や文化活動などを行います。</p> <p>・<b>学力向上対策事業</b> 子どもたちが将来、夢や希望を実現できるよう、学力を伸ばす取り組みを進めます。</p> <p>・<b>家庭教育事業</b> 楽しく、自信を持って子育てできるよう、子どもの成長や発達に合わせた子育て学習の機会を提供します。</p> <p>・<b>生活困窮者学習支援</b> 生活に困窮する家庭の子どもたちが学習塾などを利用し、学力を伸ばすことができるように支援します。</p>

## 2 計画の推進体制

本プランの実施に当たっては、福祉や保健など市の各部門のほか、幼稚園、保育所、学校などが連携して取り組むとともに、関係者の意見を取り入れていきます。また、社会情勢の変化に柔軟に対応し、毎年、事業の見直しを行い、新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。

## 3 計画の進捗状況

本プランは、窓口やホームページなどで公開するとともに、毎年度、各施策の結果（アウトプット）ならびに、プラン全体の成果（アウトカム）と合わせて、定期的に開催する子ども・子育て会議に報告し、進捗状況を点検・評価します。

これにより、第2期岩見沢市子ども・子育てプランに盛り込まれた各施策の有効性を評価しながら総合的な取り組みを進めます。



### 小学校・ほけんだよりから その2

#### 遠足を健康に楽しむためには・・・？

- 前の日は早めにねる！ 体調を整えておこう。
- 足のつめを切っておく！ けがのもとになるよ。だだし切りすぎには注意！
- 飲み物をわすれずに！ こまめに水分をとろう！
- おしぼりを持ってこよう！ お弁当を食べる前には、手を清潔にしてね！
- 朝ごはんを食べてくる！ 水分もしっかり取ってきてね。
- 動きやすく、脱ぎ着やすい服装を！
  - アブやハチから身を守るためには黒い服はさける！
  - ぼうしは、常にかぶろう。
  - はき慣れたくつで！
- 家に帰ったらお風呂に入る！
  - 元気だと思っても体は疲れています！しっかり休んでね。

(日の出小学校・令和元年6月)

## 4 別表(事業一覧)

### 基本目標 1 幼児期の教育・保育の充実と地域における子育ての支援

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容(計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
1-1	保育所入所・環境整備事業 (保育所入所運営事業)	子ども課	<p>保護者の労働又は疾病などの理由により、保育を必要とする児童の保育を行います。</p> <p>保育所の受入定数については、ほぼ充足されていますが、今後、社会情勢等を見ながら柔軟に対応していきます。</p> <p>保育士等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等の実施を進めています。さらに、建物の老朽化が進んでいる保育所については、施設環境の改善を支援していきます。</p>	<p>認可保育所の入所率は、全体で100%を若干上回った。統計上の待機児童はなく、年度途中からの入所待ちについても、翌年4月には解消した。</p> <p>老朽化施設の改修については、令和2年度以降、順次実施予定である。</p>
1-2	休日保育事業 (保育所入所運営事業)	子ども課	<p>日曜、祝日に保育が必要な場合、休日の保育を行っています。</p>	<p>保護者の多様な就労形態により常に利用が見込まれ定員の範囲内に収まっていく見込みである。今後も継続が必要である。</p>
1-3	延長保育事業 (保育所入所運営事業)	子ども課	<p>保護者の就労形態の多様化により、通常の保育所の開所時間を超えて保育を希望する場合に行っています。</p> <p>今後も保護者の就労形態に対応できるよう、継続をしていきます。</p>	<p>保護者の多様な就労形態により常に利用が見込まれ定員の範囲内に収まっていく見込みである。保護者のニーズに対応できるよう、今後も継続が必要である。</p>
1-4	一時預かり事業 (保育所入所運営事業)	子ども課	<p>専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。</p>	<p>現在、市内2か所(公立・私立)の認可保育所で事業を実施している。</p> <p>一定の利用者が見込まれるため、現状の設置か所数を維持し、今後も継続していく。</p>
1-5	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	子ども課	<p>児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて児童を一時的に預かります。</p>	<p>市内医療機関の協力のもと、子どもの病気の回復期まで、保護者が仕事等により家庭で保育ができない場合に専用施設で一時的に保育を行うことができた。</p> <p>病児病後児の利用が減少傾向にあるため、検討が必要である。</p>
1-6	ファミリー・サポート・センター事業(子ども・子育て支援事業)	子ども課	<p>地域において育児の援助を受けたい者(依頼会員)と育児の援助を行いたい者(提供会員)を会員として組織し、会員相互の子育て援助活動を支援することにより、安心して子育てできる環境づくりを行います。</p>	<p>市が委託する事業者が、であえーる岩見沢内の事務所を拠点とし、会員の募集や交流事業を実施するほか、提供会員宅やあそびの広場等において行う援助活動を支援している。</p> <p>また、サービスの安定した提供が図られるよう、引き続き保育サービス講習会を開催し、提供会員の確保を図っていく。</p>

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
1-7	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童対策事業)	子ども課	<p>児童館等を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を登録制により受け入れています。</p> <p>民間の放課後児童クラブと連携を図りながら利用ニーズに対応できる体制の整備に努めるとともに、児童に遊びと生活の場を提供し、適切な育成支援を行い、児童の成長を支えます。</p>	<p>ニーズに基づき、児童館を拠点とした、特色を生かした運営等について検討していく。</p>
1-8	地域子育て支援センター事業 (子育て総合支援センター事業)	子ども課	<p>来所、電話での子育て相談や情報提供、初めて子育てする親の交流、屋外での青空広場、母親のリフレッシュ、父親の育児参加など、各種の子育て支援事業を実施します。</p> <p>保育所及び認定こども園に併設の地域子育て支援センターは、家庭内で保育をしている親子を対象として、保育所の機能を活用して育児不安等についての相談・指導を行うほか、子育てサークルの育成を支援しています。</p> <p>これらの子育て支援センターが、相互に連携し、機能を充実していきます。</p>	<p>少子化や家庭内で保育をしている世帯の減少にともない、利用者やサークル活動の利用者数は減少傾向にある。</p> <p>市内4か所の支援センターで構成する連絡協議会等を通じて、課題や効果等について情報共有し、相談支援の充実と子育てサークルの育成に取り組むほか、地域親子ひろば等の地域活動を支援していく。</p>
1-9	子育て親子ひろば (子育て総合支援センター事業)	子ども課	<p>市内14か所の児童館等で主任児童委員が中心となり、就学前の親子が子育ての情報交換や、子育て経験者からアドバイスを受けるなど、子育て親子の遊びや交流を支援していきます。</p> <p>また、常設型親子ひろば「ひなたっ子」を継続し、いつでも気軽に交流できる機会を提供するとともに、こども・子育てひろば「えみふる」の構成部門として、相談者と支援者をつなぐ充実した子育て環境の整備を図っていきます。</p>	<p>少子化や家庭内で保育をしている世帯の減少にともない、利用者数は減少傾向にある。</p> <p>主任児童委員が中心となり、各地域で就学前の親子が気軽に集い、子どもとの遊びを楽しんだり、情報交換や交流ができ、安心して子育てができる環境を提供する。また、保育士や光が丘子ども家庭支援センター相談員による訪問支援を通じて、家庭の自立を図っていく。</p>
1-10	幼稚園における子育て支援事業 (幼稚園入所運営事業)	子ども課	<p>各幼稚園で、預かり保育を対象とした子育て支援事業を行っています。</p>	<p>在園児のための幼稚園終了後の預かり保育については、保護者の働き方の多様化に対応し、保育環境の充実に引き続き取り組んでいく。</p>
1-11	子育て情報の発信 (子ども・子育て支援事業)	子ども課	<p>子育てをしている家庭に対し、公共施設などで「子育てガイドブック」等を配布するとともに、市のホームページや教育委員会フェイスブック、保健センターなどの関係部門と連携を図り、子育て情報を提供します。</p> <p>また、市民ニーズを踏まえた新たな情報発信のあり方について、検討を進めていきます。</p>	<p>「子育てガイドブック」については、市民の認知や利用頻度を高め、多くの子育て中の家庭に有効に役立てていただけるよう、周知や掲載内容等について検討が必要である。</p> <p>また、情報の受け手側の視点に立ち、市民に的確に情報を届けられる有効な情報発信手段の検討が必要である。</p>

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
1-12	民生委員・児童委員活動 (民生委員児童委員協議会運営費交付等事業)	福祉課・子ども課	<p>地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や支援を必要とする子育て世帯の把握に努め、関係機関と連携して支援を行ってまいります。</p> <p>さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員などと協力し、福祉活動の展開や情報提供を行ってまいります。</p> <p>また、委員活動の充実や資質を高めるための研修を行ってまいります。</p>	<p>(福祉課) 民生委員・児童委員のなり手不足により欠員地区が生じており、実情把握ができない地域があるため、欠員解消に向けて、委員一人ひとりの担当地区割の見直しや活動における負担軽減の検討が必要。</p> <p>(子ども課) 主任児童委員による学校訪問等を通じ、児童生徒に関する情報共有を図り、虐待をはじめ、不登校や貧困など子どもを取り巻く様々な課題に対し地域における見守りや支援を推進していくため、人材の確保に取り組んでいく。</p>
1-13	児童館運営事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課	<p>健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら心身ともに健やかに育つよう、児童の集団的及び個別的指導を行うとともに児童館を適正に運営してまいります。</p> <p>また、母親クラブや体験学習等の場の提供と活動の育成を行ってまいります。</p>	<p>ほぼ小学校区ごとに配置されている児童館は、児童数の減少などに起因した学校の適正規模・適正配置の計画等に注視するとともに、施設・設備の修繕等を適切に実施し、効率的な運営に努めていく。</p> <p>また、児童の健全育成を図るため、体験活動や学習機会の充実のほか、人材の育成に取り組んでいく。</p>
1-14	地域活動の育成 (母親クラブ・子ども会) (児童厚生施設運営事業)	子ども課	<p>母親クラブや子ども会などの地域の組織的な活動や、その指導者の育成を図り、地域ボランティア等の協力を得て地域児童の健全育成活動に努めてまいります。</p>	<p>少子化にともない、単位子ども会会員数及び子ども会数は減少している。</p> <p>単位子ども会、単位母親クラブは、それぞれが地域に根ざした特色のある活動を行っており、次代を担う青少年の健全育成を図るため、担い手の確保に取り組んでいく。</p>
1-15	交流事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課	<p>児童館を利用して、児童がゲームや遊びを通して異年齢交流を行うとともに、小中学生を各種の研修事業に派遣し、リーダーとなる人材の育成を進めていきます。</p>	<p>児童館で実施する行事やイベント等を通じ、異年齢交流を行うほか、リーダーの育成を図るため、引き続き北海道や子ども会主催の体験活動に小中学生を派遣する。</p>
1-16	保育所地域活動事業 (保育所入所運営事業)	子ども課	<p>保育所と地域の人々との交流や老人福祉施設への訪問など、保育所と地域の人々との世代間交流を促進してまいります。</p>	<p>法人立保育園では、園行事を地域に開放したり、介護老人保健施設等を園児が訪問するなど、地域との交流に取り組んでいる。</p> <p>また、公立保育園でも、地域との交流を含めた活動をしており、今後も継続していく。</p>
1-17	市内保育所調理担当者会議 (ふれあい子どもセンター運営事業)	子ども課	<p>認可保育所の調理担当者を対象に食事の作り方、栄養価の計算、アレルギー対応等の研修会を行うほか、管理栄養士が毎月の献立表を作成し、各保育所に提供してまいります。入所児童の食育の推進など健康管理を含め、栄養面やアレルギー等に配慮した指導を進めていきます。</p>	<p>毎月、研修会を行うことにより、各保育園の担当者から、他園の取り組みや食の話題について話し合うことができ情報の共有が図れたが、今後は実施頻度の検討が必要である。</p>

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
1-18	幼児教育支援事業 (幼稚園入所運営事業)	子ども課	幼稚園に対し運営や建築に係る支援を行い、幼児教育の充実向上に努めていきます。	市内のすべての幼稚園が新制度に移行したので、子ども子育て支援法に基づく給付を行う。また、子ども・子育て支援法の改正により幼稚園の入園から就学前までの保育料が無償化となった。
1-19	産前産後ヘルパー事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課	産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して出産を迎え、子育てができるよう、妊娠届時から出産後1年以内の期間、ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行っています。	市内の介護事業者と委託契約し、家事や育児等に対する家族等のサポートが受けられないため、支援を希望する家庭に、ホームヘルパーの派遣を行っている。利用者数が増加傾向にある一方で、サービス提供事業者が減少しており、サービス提供体制の検討が必要である。
1-20	新しい幼児教育と保育 (保育所入所運営事業)	子ども課	保育所と幼稚園を1つの施設として運営する認定こども園で保育と幼児教育を一体的に行い、地域の子育て支援に努め地域交流の活性化を図ります。	認定こども園は保育と幼児教育を1つの施設として行うため、保護者の働き方が変わっても施設を移ることなく預けることができる。この特色を今後も周知していく。
1-21	保育所入所運営事業 (同)	子ども課	保育所等を利用するすべての家庭の負担を軽減するために保育料の減額細分化を実施しています。	保育料基準額表を減額及び細分化するとともに、小学校3年生の子から数えて第3子目以降及び同時入所の第2子に係る保育料を無料としている。
1-22	ブックスタート事業 (同)	図書館	赤ちゃんに絵本を贈り、絵本を開く楽しさを伝え、また家庭で読み聞かせなどを通じて親子が心をふれあうきっかけをつくっていきます。	対象の親子全員にブックスタートの絵本を贈り、健康づくり推進課・子ども課と協働で実施するベビカフェや親子を対象とした絵本の読み聞かせの定期開催などのフォローアップ事業と合わせて今後も継続していく。
1-23	子育て短期支援事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課	保護者が病気、出産、看護、出張、育児の疲れなどの理由により一時的に保育が必要になった場合、児童を児童養護施設等で、原則7日を限度に預かり、子育て家庭を支援します。	児童養護施設「光が丘学園」のほか、市内の里親と委託契約を行い、出産や看護、出張のほか、育児疲れやストレスに係るレスパイトとしての活用や児童虐待に起因する事情等に、緊急的に対応できるよう、安定したサービスを提供していく。
1-24	「えみふる」子育て相談 (あそびの広場運営事業)	子ども課	こども・子育てひろば「えみふる」において、誰もがいつでも気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう、中核施設である「あそびの広場」で月3回、小児科医、保育士、保健師等の専門職による子育て相談を実施します。	あそびの広場で定期的実施される子育て相談は、えみふるの持つソーシャルワークの基本として、機能しており、引き続き誰もが気軽に相談や支援を受けられる体制の充実に努めていく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
1-25	子育て夜間養護等事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かり、子育て家庭を支援します。	児童養護施設「光が丘学園」のほか、市内の里親と委託契約を行い、出産や看護、出張はもとより、育児疲れやストレスなどからのレスパイトとしての活用や児童虐待に起因する事情等に、緊急的に対応できるよう、安定的なサービス提供体制が必要となる。
1-26	保育士等人材確保事業 (保育・教育人材確保事業)	子ども課	保育士、幼稚園教諭の養成校を新規に卒業した者の採用に取り組む市内保育園等を支援します。	新規事業のためなし
1-27	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども課	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築し、良質な保育体制の確保を図ります。	新規事業のためなし
1-28	保育士等人材バンク (保育所入所運営事業、幼稚園入所運営事業)	子ども課	保育士、幼稚園教諭等の資格を生かした仕事に就きたい方や人材確保に苦勞している市内の施設に対して求人情報をメールでお知らせするシステムです。	各施設への有資格者の確保の支援や、有資格者の再就職が手軽にできるよう今後も継続して事業を行う。
1-29	児童館等地域見守り事業 (児童厚生施設運営事業)	子ども課	学校休業日の早朝、放課後児童クラブを利用する児童を地域の協力を得て児童館等に受け入れできるようにします。	新規事業のためなし

## 基本目標2 子どもと保護者の健康の確保・増進

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容(計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
2-1	障がい児保育事業 (保育所入所運営事業)	子ども課	保護者の労働又は疾病などの理由により、保育を必要とする障がい児の保育を行っていきます。 障がいのある児童を安心して保育できる環境づくりを進めていきます。	障がい児保育、障がい児保育特別対策事業として、保育を必要とする障がいのある児童の保育を促進してきた。今後も継続していく。
2-2	保健推進員活動(母子保健推進事業)	健康づくり推進課	町内会から推薦された保健推進員が、地域内の妊産婦・乳幼児を対象に健康に関する情報提供や親子ひろばの協力など、地域で子育て支援を行っていきます。全市的に行っている親子ひろばの担い手でもある主任児童委員と連携し、地域の子育て支援に協力します。	乳幼児の声かけ訪問件数が減っている。核家族化が進み、不在が多いほか、訪問してもドアを開けてくれないなど訪問しづらい現状がある。保健推進員を知ってもらい、今後も妊産婦・乳幼児を対象に健康に関する情報提供や親子ひろばの協力など、地域での子育て支援を継続していく。
2-3	母子健康手帳交付及び妊産婦健康診査事業(母子保健推進事業)	健康づくり推進課	妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳を交付するとともに、妊婦一般健康診査受診票を妊娠前期、後期に交付、また産婦健康診査受診票も交付し、妊産婦の健康保持・増進を図っていきます。	母子健康手帳は随時交付し、全妊婦に対し交付時と妊娠後期の2回面接し、体調等の確認、相談を行っている。 また、産婦健診の費用助成をはじめたことにより、産後うつ等の早期発見等につながっている。
2-4	母親学級及びペア学級事業(母子保健推進事業)	健康づくり推進課	母親学級は妊婦を対象に、歯科医師・保健師・栄養士の講話や実技を行っていきます。また、ペア学級は妊娠中の夫婦を対象に、保健師による講話や実技、妊婦体験などを行っていきます。 学級では、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識・技術を伝え、男女が共に支え合い親になる心構えを養うとともに、育児の仲間づくりとなる事業を進めていきます。 また、1人でも多くの人が参加できるよう啓発に努めていきます。	母親学級の受講率はほぼ横ばいで経過している。今後も第1子妊娠中の方を中心に参加を促していく。 ペア学級については、実習を中心とした内容が、受講者からも好評を得ており、今後も継続していく。
2-5	妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業(母子保健推進事業)	健康づくり推進課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に保健師・助産師が訪問指導を行っていきます。 また、各種乳幼児健診後の経過観察児、健診未受診児に対し、訪問指導を行っていきます。	医療機関等からの養育支援に関する連絡に基づき、必要な母子には早期にまた継続して訪問指導を行い、きめ細かな支援を行うことができており、今後も継続していく。 また、連絡がつかない新生児がいる家庭に対しては、関係機関と連携し把握に努めていく。
2-6	股関節脱臼検査(母子保健推進事業)	健康づくり推進課	3か月児を対象に専門医による検診を月1回行っていきます。 疾病を早期に発見し治療することにより、乳児期の健康を維持するため事業を進めていきます。	市民健康センターに委託し、集団検診として専門医師による診察を行う。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
2-7	乳幼児健康診査事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	身体計測、問診、診察、栄養・歯科指導等保健指導を行い、疾病や心身障がい早期発見及び保護者への育児支援を行ってまいります。 乳幼児の心身の健全な発育発達を促すよう努めてまいります。	各健診とも受診率は98%前後を維持している。未受診者に対しては、家庭訪問や保育園等で確認を行い、全数把握に努めている。 発育や発達の気になる乳幼児のみならず、家庭環境、育児困難を抱える家庭についても関係機関と連携し、支援しており、今後も継続していく。
2-8	歯科健診及びフッ素塗布事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	1歳6か月児健診で歯科検診及びフッ素塗布を行ってまいります。 歯科衛生士の指導により、幼児のむし歯予防の啓発を進めてまいります。	1歳6か月児健診より3歳児健診になると、う歯を持っている児童が4倍に増えているため、今後もむし歯予防の啓発を進めていく。
2-9	母子相談事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	健康に関する来所・電話相談には、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士で随時対応してまいります。 妊娠届出時、及び妊娠後期の相談指導や、育児不安解消のため、相談や情報提供を行ってまいります。 不安が解消されない場合には、訪問や関係機関の紹介などの支援を行い、妊産婦・乳幼児等の健康保持・増進につながるよう努めてまいります。	常時、保健師や看護師、管理栄養士等が対応できる体制をとり、助言等を行っている。 また、家族健康手帳アプリを活用した専門的な相談体制のもと、今後も相談しやすい環境づくりに取り組んでいく。
2-10	学校栄養教諭による食指導の実施 (学校給食共同調理所運営事業)	学校給食課	成長過程にある児童生徒の健康増進に、必要な食事を提供するとともに、栄養バランスに優れた献立を通し、児童生徒がその発達の段階に応じて食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、教育活動の一環として実践的な指導を行ってまいります。	家庭や学校、地域との連携を図りながら食育活動を推進し、指導内容の工夫も含めて充実を図っていく。
2-11	妊婦・乳幼児栄養指導 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	妊娠期は母体及び胎児の健康や発育、乳幼児期は健康と食習慣形成の上で重要であり、母親学級、乳幼児健診、各種相談・教室などを通して個人の状況に合わせた栄養指導を進めてまいります。	乳幼児健診では、管理栄養士1名が集団指導、1名が個別相談に対応しており、個々の状況に応じた指導を行っている。今後も継続していく。
2-12	小児救急医療支援事業 (休日・夜間等診療対策事業)	健康づくり推進課	年間を通して、二次医療圏単位で、病院群輪番制方式 (岩見沢市立総合病院、市立美唄病院) により小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整え、市民の安心・安全を守るため小児救急医療体制の確保・充実に努めます。	現在は、通年で小児科専門医による小児救急医療体制を維持できているが、今後、維持していく課題もある。
2-13	予防対策事業 (疾病予防推進事業)	健康づくり推進課	感染症の発生及びまん延予防のため、予防接種を行ってまいります。 接種率の向上を目指し、感染症の流行の把握や、未接種者への勧奨を行ってまいります。	訪問、乳幼児健診時に予防接種の説明、勧奨を実施、未受診児へはハガキで受診勧奨を行っている。 事業は今後も継続していく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
2-14	フッ化物洗口事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課	関係機関と連携し、むし歯予防に努めていきます。	実施施設等へフッ化物洗口剤等の配布を行い、事業が継続できるよう働きかけていく。
2-15	幼児健診事後指導教室 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	心理相談員、保育士、保健師がスタッフとなり、幼児健診後、発達経過をみる必要のある幼児及び育児不安等のある母親を対象に、集団の場を利用し助言指導を行っていきます。 療育が必要な児童には、関係機関と連携し、適切な支援の提供に努めていきます。	1歳6か月児健診の事後指導教室として「らっこクラブ」を実施し、発達に応じた関わり方や育児不安のアドバイスを行ってきた。 療育が必要な児童には、関係機関と連携し、適切な支援の提供に努めている。
2-16	子どもの医療費の助成 (子どもの医療助成事業)	国保医療助成課	就学前の乳幼児と小・中学生を対象に、医療費を助成していきます。 助成の範囲は、就学前の乳幼児と小学生の入院・通院及び中学生の入院で、保険診療の自己負担額となっています。 北海道は、3歳以上の課税世帯は1割、3歳未満及び3歳以上の非課税世帯は初診時一部負担金相当額となっていますが、岩見沢市では北海道基準を拡大して全額助成となっています。	市独自に平成28年10月から入院医療費の助成を中学生まで、平成29年10月から通院医療費の助成を小学校6年生まで拡大し、子育て世帯の医療費負担の軽減、子どもの健康の保持増進を図り、子育て世帯の医療費負担の軽減に寄与している。 また、疾病の早期発見や早期治療により、子どもの健康の保持増進につながっており、今後も継続していく。
2-17	産後ケア事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	産後間もない母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するため、産後4か月までに2回まで助産師が乳房ケア、育児相談を実施します。	産後は乳房トラブルや育児不安が多いため、産後の不安を解消できている。 令和元年度から開始したが、利用者が少ないので周知方法等考える必要がある。
2-18	新生児聴覚検査助成事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	聴覚障がい早期発見・早期療育により、音声言語発達の影響を最小限に抑えるため、新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	費用を一部助成することにより、検査を受けなかった人も受けるようになり、聴覚障がい児の見落としが減ると思われる。
2-19	不妊・不育症治療費助成事業 (同)	健康づくり推進課	経済的負担の大きい不妊治療、不育症治療を受けているご夫婦に治療費の一部を助成し、安心して妊娠・出産できるよう支援していきます。	アンケート結果では「治療費の負担が大きく大変」という意見が多く、令和元年度より特定不妊治療費の助成額を15万円から20万円に引き上げ、一般不妊治療の助成回数の制限をなくしたことにより、経済的負担が軽減されると思われる。

### 基本目標 3 子どもの教育とあそび環境の充実

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
3-1	保育所栄養士による食指導の実施 (ふれあい子どもセンター運営事業)	子ども課	保育所では、食事の指導とクッキング保育に取り組み、望ましい食指導の定着に努めていきます。また、保護者に対して食習慣の啓発活動を行います。	野菜づくりでは種まきから、水やり、収穫まで行い、食材に親しみおいしく食べることができた。保護者には「食育だより」を毎月配布し、正しい食習慣を身につけるよう努める。
3-2	性に関する指導の実施 (教育指導振興事業)	指導室	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めていきます。 医療関係者等と連携した教員研修を行い、児童生徒への指導の充実と、保護者への啓発に努めていきます。	各学校の指導計画に基づいた性教育の充実とともに、児童生徒の発達段階に応じた、性同一性障がいやLGBT等の性的少数者に係る専門的な指導体制の構築や各種関係部署や機関との連携が必要である。
3-3	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 (教育指導振興事業)	指導室	学校教育において児童生徒の心身の発達や健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めていきます。 警察や医療機関などの関係機関と連携した児童生徒への指導や教員研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めていきます。	中学校では保健体育科の指導計画による授業や養護教諭による授業、学校によっては外部講師を招聘した防止教室が実施されている。小学校ではすべての学校の教育課程に位置づけられていないため、発達段階に応じた指導が必要である。
3-4	子どもの心の相談医 (総合病院事業)	市立総合病院	市立総合病院小児科外来において、「子どもの心」相談医における子どもの心理発達の基礎、様々な行動の問題、発達障がい、虐待による子どもの心の問題に対応し、心のケアや子育て支援するため、関係機関と連携し相談体制の充実に努めていきます。	小児科外来の「心の相談」日を増設し、子どもの心のケアや子育て支援など相談しやすい環境づくりを進めていく。
3-5	親になるための交流事業 (子育て総合支援センター事業)	子ども課	中・高生等が直接子育てをしている親子と交流できる場の提供を行います。	市営保育所やひなたっ子を通じ、中学生、高校生がいたりや思いやりの心を育むことができるよう、乳幼児・母親などとふれあう機会を提供しており、今後も継続していく。
3-6	チームティーチング、少人数指導の実施 (小中学校管理事業)	学校教育課	指導方法工夫改善のため、教員の加配を行うとともに、各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じたチームティーチング (TT指導)、少人数指導を行っています。児童生徒の実態に合わせた指導の充実に努めていきます。	空知管内の加配人数枠が決まっていることから、配置を希望する学校に必ずしも配置することができていない。児童生徒の実態等に合わせた習熟度やチームティーチング等のきめ細かな指導によって、基礎・基本の定着を図り、学力の底上げに成果を上げており、今後も継続していく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
3-7	学力向上対策事業 (同)	指導室	子どもたちが自ら学び考える力や、豊かな心と健やかな身体を育成するために、各学校が創意工夫のもとで取り組む活動を支援していきます。	各校の授業改善を中心とした学校改善を進め、児童生徒の学力向上・体力向上に努めている。教育研究所の部会・指定校研究連動システムによる調査研究の成果の市内への発信により成果をあげている。 グローバル社会に生きていく児童生徒の将来のために外国語教育に特化した小学生対象の土曜キッズ英会話、中学生対象の土曜学習会・英検学習会を実施した。今後は参加の啓蒙と事業の効率化が課題である。
3-8	総合的な学習の時間等における外部人材の活用 (学び・心はぐむ学校活動支援事業)	指導室	各学校で創意工夫を凝らした学習内容に合わせて、様々な教育活動で外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めています。	社会に開かれた教育課程の実現のため、地域人材を含めた多くの外部人材が教育活動に参加することにより、学習内容の充実と学校活動の活性化が図られている。学校・地域元気アップ支援事業で外部人材の活用とコーディネートを行うとともに、子ども輝く学校活動支援事業補助金により講師謝礼・旅費を補助することにより、各学校では外部人材の活用が積極的に行われている。
3-9	教育支援センター事業 (同)	指導室	スクールカウンセラー、スクールカウンセラースーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー、医療アドバイザー、特別支援教育専門員を配置し、これらを組織的に活用・連携させながら児童生徒の発達段階や実態に配慮し、悩みや不安の解消・問題行動の解決を図ります。	児童生徒を取り巻く環境の変化にともない、悩みや相談内容が多岐多様となっている。相談件数も年を追うごとに増加傾向にあり、ひとつひとつ丁寧に対応するとともに積極的に関係を持ち早期対応を行ってきた。特別支援教育専門員の配置により、各学校の配慮が必要な児童生徒の把握も行い、学校への指導助言を行っている。今後も学校と連携しながら支援を継続していく。
3-10	道徳教育の充実 (教育指導振興事業)	指導室	道徳教育は、「特別の教科 道徳」の時間を要として学校の教育活動全体で行っていきます。また、教科書や独自の教材を活用した「考え、議論する」道徳科の授業づくりを充実させ、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うよう努めていきます。	道徳教育の目標に基づき、自校の全体計画や年間指導計画を整備するとともに、「考え、議論する」道徳科の授業づくりのための指導の工夫が不可欠である。 教育研究所の部会・指定校研究連動システムによる指定校の研究成果を市内各校に発信することができた。今後は保護者や地域住民等に積極的に公開するなどの取り組みを進め、家庭や地域社会との共通理解を深めながら、継続していく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
3-11	生徒指導の充実 (青少年対策事業)	子ども課	各学校で、児童生徒の理解に基づき、一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行い、各学校や関係機関が連携した対応を図っていきます。  生徒指導の機能を生かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化に努めています。	青少年センターが中心となり、各中学校の生徒指導担当者を集め、実態把握・行動連携のため毎週定期的な会議を開催するとともに、小学校の代表者と情報共有することにより、引き続き児童生徒の健全育成と非行防止、交通事故防止等に努めていく。  また、インターネット環境の急速な普及にともない、児童生徒を取り巻く問題行動等が多様化していることから、変化する環境に対応し、生徒指導の充実を図っていく。
3-12	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨 (健康・スポーツ振興事業)	生涯学習・文化・スポーツ振興課	(財)日本スポーツ協会等主催の講習会の開催について、関係団体(体育協会加盟団体・スポーツ少年団等)に情報を提供するなど、資格取得の勸奨を行い、広い分野の指導者の充実に努めています。	少子高齢化の影響等を受け、少年団の数、及び団員数が減少傾向にあるが、多くの指導者が認定員講習を受講して各少年団の指導体制の充実を図ることができた。今後も引き続き指導者の充実に努める。
3-13	中学校選択制度(小学校管理事業)	学校教育課	中学校すべての中から、子どもと保護者の希望により選択して入学することができる「学校選択制度」に取り組みます。	令和元年度に実施したアンケート調査(調査時 中3(平成29年度中学入学))では、制度を利用した生徒のすべて、及びその保護者の9割以上が、選択した学校に「大変満足している」又は「満足している」と回答している。  一方で、学校間で生徒数の偏りが目立ち、一部の学校では、学校経営に支障が生じる懸念もあることから、様々な意見を踏まえ、今後の制度のあり方等も含めて、検討していく。
3-14	ホームページによる教育情報の公開(教育情報システム化推進事業)	学校教育課	岩見沢市の教育活動の情報を、より多くの人に提供するサービスの向上を図るため、市ホームページ、SNS等で、公開しており、情報提供の一層の充実に努めています。	SNS等により情報発信する環境はすでに整っている。  今後は、学校ホームページの充実に向けて、学校が主体的な情報発信をできるような仕組みづくりに向けて検討を続けていく。
3-15	学校施設の計画的な整備の実施(小学校校舎等管理事業、中学校校舎等管理事業)	教育施設課	老朽化した学校施設の改修・改築等を計画的に行う。	耐震化率100%を達成したことにより、今後は老朽化対策を中心として、計画的に実施していく。
3-16	いわみざわ花と緑の少年団事業(緑の環境保全教育事業)	公園緑地環境課	花や緑を愛し、自然に親しむ心を子どものうちから育てることにより、地域や家庭での花と緑のリーダーとして活躍する人材を育成しており、人材の拡大に努めています(小学校4～6年生対象)。	指導者の高齢化及び後継者不足が課題であるが、今後も継続していく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
3-17	環境浄化モニター活動 (青少年対策事業)	子ども課	小・中・高校の子どもを持つ母親を中心に選出された27名のモニターで、一般書店やコンビニエンスストア、カラオケボックス等を巡回し、青少年に悪影響を及ぼすと思われる有害な環境がなくなるよう関係業界に働きかけを行っています。	書店やコンビニエンスストア等を定期的に巡回し、有害環境の調査と浄化に努めるとともに、広報誌「ふれあい」を発行し、保護者に対し、岩見沢警察署管内の補導状況や SNS 上におけるトラブル事例等について情報提供するなど、保護者目線で注意喚起を行っている。今後も継続していく。
3-18	子ども発達支援センター (子育て総合支援センター事業)	子ども課	発達の遅れ、または障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援、及び療育を受けることができるよう、子ども発達支援センターを運営し、発達に関する相談支援体制の充実を推進していきます。	平成30年度から、子ども発達支援センターを直営とし、発達支援について、子育て支援の観点からアプローチできる体制を整備した。 こども・子育てひろば「えみふる」の構成部門と連携し、相談支援のほか、乳幼児健診の協力や巡回訪問支援等を実施し、早期療育を必要とする児童や保護者に対し適切な支援を行っていく。
3-19	児童心理相談員による相談 (子育て総合支援センター事業)	子ども課	1歳6か月児健診、3歳児健診等で必要な児童には保護者の希望に応じ、発達・療育相談を随時行いきます。保護者とともに幼児の発達状況を確認し、適切な対応の仕方を助言するとともに、専門機関を紹介していきます。心理相談員の判定・助言により、母親が適切な対応が図れるよう支援していきます。 また、保健センターや教育支援センターと連携し、保育所や小学校に向き、集団活動での対応についての助言や小学生の個別支援を行っていきます。	保健センターによる健診後の発達相談はもとより、幼稚園・保育園や療育機関への訪問を通じ、子どもへの関わり方や適切な支援について、保護者や関係者へ助言を行ってきた。 また、就学児についても幼児ことばの教室や教育支援センターと連携した教育相談の実施や就学支援委員会への助言など、関係部門が効果的に連携し、早期発見・早期療育の推進を図っていく。今後も継続していく。
3-20	幼児ことばの教室(就学前幼児(言語)教育振興事業)	指導室	ことばの発達に障がいや課題を持つ幼児の心身の健全な発達を援助し、各園、保健センターなど他機関との連携を図り、保護者や幼児との関わりを大切にした指導に努めていきます。	少子化にあっても、幼児の利用者は増えている。ことばは、対人関係や学習面など様々な発達に影響を及ぼすため、早期に支援をすることで課題の改善・緩和を図ることができた。 共働きで引率不可などの理由で、支援から漏れる子どもをフォローする体制づくりが課題である。個別支援の潜在的ニーズは高いと考えられるため、今後も継続していく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
3-21	特別支援教育推進事業 (同)	指導室	心身に障がいを持つ児童生徒、及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立と、社会参加に向けた教育的ニーズを把握し、適切な就学支援及び必要な支援を行ってまいります。	心身に障がいを持っていたり、教育的支援を必要とする児童生徒が、安心して学校生活を送るために不可欠な取り組みとして果たす役割は大きい。平成 31 年度は、特別支援教育支援員を市内に 25 名配置するとともに、学校看護師 1 名を配置し、支援の充実を図った。 発達障がいのある児童生徒や配慮が必要な児童生徒の増加にともない、特別支援教育支援員の人数以上に、支援員を希望する学校が増えてきている。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化や就学支援の判定にあげられる幼児・児童・生徒数も年々増加しており、今後も継続して取り組んでいく。
3-22	いわみざわチャレンジスクール (市民の学び支援事業)	生涯学習・文化・スポーツ振興課	小中学生を対象として、休日を有意義なものとし、学習活動や体験活動を通じ、豊かな心と健やかな身体を育み、個々の「生きる力」の高揚を図りながら講座や体験学習などを継続してまいります。	学校では体験できないプログラムや科学実験、工作などの体験活動を通して、子どもたちの休日をより有意義なものとするためには、体験活動の事業は重要である。ただ、スクールに参加する人数は頭打ち傾向にあり、また今後も少子化の影響等により、参加人数の減少が予想されることから、ニーズを分析しながら、より魅力あるプログラムの実施を検討していく。
3-23	あそびの広場運営事業 (同)	子ども課	全天候型施設「あそびの広場」を管理運営し、子どもの成長を促すとともに、安心して子育てをすることができる環境及び子どもを中心とした交流の場を提供します。 また、こども・子育てひろば「えみふる」の核として、誰もが気軽に相談や支援を受けられる環境づくりを進めていきます。	創意工夫を凝らした多彩な自主事業を展開し、市内外から多くの利用がある。市内から多くのリピーターを確保できるよう、ソフト事業の充実はもとより、必要な設備や遊具等の更新を行い、あそび環境の充実を図っていく。 また、こども・子育てひろば「えみふる」の各構成部門が円滑に連携し、専門職によるソーシャルワークの充実に取り組んでいく。
3-24	青少年育成 (青少年育成事業)	子ども課	青少年が、将来、自らの意思で自立し、社会参加していくことができるよう、少年の主張大会や子ども会活動を実施してまいります。 また、すべての子どもが体験や学び等、様々な活動への参加を通じ、健やかな成長を育む機会の提供に努めてまいります。	市主催の青少年健全育成事業のほか、子ども会主催のキャンプや野球大会など幅広い事業を展開し、青少年の自立や社会参加の促進に努める。 また、体験活動の充実に取り組んでいく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
3-25	岩見沢市指定ごみ袋 交付 (ごみ処理対策 事業)	廃棄物対策課	2歳未満の乳幼児がいる世帯 に対し、指定ごみ袋の交付を行っていき ます。	2歳未満の乳幼児がいる世帯に 対し、指定ごみ袋を無償で交付するこ とにより、その負担を軽減した。 今後も、負担軽減の必要があると 認める者に対し継続する。
3-26	環境学習事業 (ごみ 減量化推進事業)	廃棄物対策課	小学校・中学校に対する、ごみ・環 境の出前教室やごみ処理場などの見 学を行い、環境についての理解を深め ていきます。	環境教育を通じ、ごみの分別等の 意識向上を図った。 今後も、環境教育により減量化・ 資源化の推進を継続する。
3-27	成長記録ファイルの普 及事業 (子育て総合 支援センター事業)	子ども課	発達に心配のある子どもが、各ライ フステージにおいて、切れ目ない一貫し た支援が受けられるよう、子どもの成長 と発達に関する記録等を保管する「え みふるふあいる」を作成・配布するとと もに、普及・啓発を行います。	保健センターで実施する1歳6か 月児健診時において、すべての児童に ファイルを配布するほか、市福祉課な どの関連機関において、18歳以下の必 要な児童に配布する。 また、支援者同士による情報共有 や引き継ぎ等、円滑な連携が行われ るよう支援する。
3-28	こどもサポート「うずら」 (子育て総合支援セ ンター事業)	子ども課	発達の遅れが見られる幼児とその 保護者に対し、専門職と一緒に成長 や発達の状況を確認・共有できる集 団の場を提供し、療育支援の活用に 関する情報提供や保護者の不安軽 減などの助言指導を行います。	1歳6か月健診から3歳児健診 前の幼児の中で発達の遅れが見られ る児童とその保護者を対象に、引き続 き登録制で実施する。 また、必要に応じて療育の機会につ なげる相談支援を行うとともに、発達 段階に応じた適切な支援を行う。
3-29	情報モラル教室の実施 (学び・心はぐくむ学校 活動支援事業)	指導室	各学校において外部講師を招聘し て情報モラル教室を実施し、コミュニ ティサイトや SNS 等の不適切な利用に よる犯罪等の被害やインターネット上 のいじめ等のトラブルを未然に防止し ます。	小学校のインターネット上のトラブ ルの報告は少ない状況ではあるものの、 情報モラル教室が実施されていない学 校も多いことから、発達段階や児童の 実態に応じて実施を拡大する必要が ある。
3-30	家庭教育事業 (市民 の学び支援事業)	生涯学習・文 化・スポーツ振興 課	0歳児から2・3歳児の発育段階 に対応した家庭教育学級、地域家庭 教育事業及び育児サークルへの支援 や保護者への育児支援を行っていき ます。 家庭教育の重要性が増す中で、家 庭教育に関する基礎理解や心身の 発達の特徴及び健やかな成長のため の家庭教育のあり方について専門的な 講師を招いて事業を展開していきま す。	家庭教育に関する指導者の育成を 行うため、実践的な研修会を行い、習 得した知識や技能をそれぞれのサー クルにおいて自主企画として運営でき るよう支援していく。乳幼児期の発達 段階に対応した切れ目のない家庭教 育事業の実施は必要不可欠であるこ から、今後も事業内容を工夫しながら 継続していく。

## 基本目標 4 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
4-1	街頭補導活動事業 (青少年対策事業)	子ども課	<p>青少年の非行防止のため、地域での取り組みを支援していくとともに、家庭、地域の協力を得ながら関係機関と連携して巡回等を行っています。</p> <p>また、青少年センターによる街頭補導活動、学校の長期休業日や祭典時の特別街頭補導を行い、非行防止活動の充実を推進していきます。</p>	<p>青少年センターが中心となり警察署や学校、地域、補導員連絡協議会と連携を図り、円滑かつ効率的な巡回補導活動を行い、青少年の問題行動の早期発見と予防に努めている。また、補導員向けの研修会活動を充実させ、青少年の非行実態を把握し、補導員の意識の高揚と補導に関する知識の向上に努めている。今後も継続して取り組んでいく。</p>
4-2	公共構築物のユニバーサルデザインの推進 (市営住宅建設事業ほか)	建築課	<p>新たに建設される公共建築物については、多目的トイレを設置しています。施設によりトイレ内にベビーシートを設けたり、女性用トイレにも小児用小便器を設置するなど、整備を図っていきます。</p>	<p>利用者が限られているなどの理由から、ベビーシートや小児用小便器の備えられていない既存施設があるが、今後、代替設備等の検討も必要である。</p>
4-3	公園トイレ整備 (公園管理事業)	公園緑地環境課	<p>子どもからお年寄りまですべての人が安全・安心して利用できるように、トイレの洋式化を行っています。</p>	<p>今後も継続して、計画どおり遂行できるように努めていく。</p>
4-4	子どものあそび場整備 (公園造成事業)	公園緑地環境課	<p>都市公園を子どもやお年寄りはもちろん、障がいのある方も利用しやすいよう、地域住民の意見を取り入れた整備を進めており、小規模公園も視野に入れながら整備に努めています。</p>	<p>住民の意見を取り入れた整備を進めていることから、完成後の公園利用状況・市民評価は良好であり、今後も継続していく。</p>
4-5	ワーク・ライフ・バランスの推進 (男女共同参画社会推進事業)	市民連携室	<p>育児・介護をしながら働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発や、両立支援に関する各制度の情報提供に努めています。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進は、関係団体との協働により市民に対して広く周知啓発している。</p> <p>育児・介護をしながら働き続けられるよう、市民や事業者に対し、両立支援の制度等の情報提供を今後も継続していく必要がある。</p>
4-6	交通安全教室 (交通安全対策事業)	市民連携室	<p>模擬信号機や自転車を使った参加・体験・実践型の交通安全教室を行っており、警察署をはじめとした関係機関の協力により、内容の充実に努めています。</p>	<p>幼少期から交通安全教室を通して交通安全への意識づけと交通マナーについての理解を深める事業として、今後も継続していく必要がある。</p>
4-7	民間における交通安全の確保 (交通安全対策事業)	民間実施 ※市民連携室	<p>民間団体において行っている紙芝居による交通安全教育等と連携を取りながら子どもの交通安全対策を進めていきます。</p>	<p>民間団体会員の減少、それとともなう運営費の縮減、高齢化などの課題による事業縮小となっているが、今後も連携を図っていく。</p>
4-8	市防犯協会への支援 (市民の安全と安心を高める推進事業)	市民連携室	<p>地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、市防犯協会が行う防犯活動の支援をしていきます。</p>	<p>市防犯協会の啓発活動・防犯活動の支援をしており、今後についても継続していく必要がある。</p>

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
4-9	街路灯の維持管理と 新設・敷設替の支援 (町会等管理街路灯 維持支援事業)	土木課、市民連 携室	市が管理する街路灯については、 新設、敷設替、修善を計画的に進 め、管理していきます。  また、町内会が管理する街路灯に 対しても、新設及び敷設替等維持管 理に係る費用を支援することにより、 夜間における道路交通の安全確保と 防犯に対策を行っていきます。	町会が管理する街路灯について新 設及び敷設替等維持管理にかかる 費用の支援により全体の 89%以上と LED 化が進んだ。今後も夜間におけ る安全確保と防犯対策としても継続 していく。  電気代が縮減可能な LED 化に要 する費用や老朽化した街路灯の改築 に要する費用に対する財源確保が課 題である。
4-10	防犯啓発活動 (市民の安全と安心を 高める推進事業)	市民連携室	防犯対策として、新入学児童への 防犯グッズの配布や街頭での啓発活 動を行っており、今後も推進してい きます。防犯旗については希望する町 会に、また、訪問販売防止ステッカー や振り込め詐欺防止シールを、希望 者に配布していきます。  また、子どもが自ら身を守るための 防犯研修に取り組んでいきます。	金融機関における年金支給日の 啓発活動での特殊詐欺防止ティッシ ュの配布や FM はまなす、IHK での放 送、防犯メールでの情報提供や広報 での注意喚起、防犯旗の町会掲揚 などの防犯啓発を今後も継続して いく。
4-11	児童見守りシステム推 進事業 (同)	指導室	すべての小学生の希望家庭を対象 に児童見守りサービスを実施し、登下 校の安全・安心確保を図っています。  また、全小中学生の希望家庭向け に不審者情報等の一斉同報サー ビスを含めた見守りシステムにて児童 生徒の安全・安心確保の注意喚起を 行っています。	年々利用者が増えており、「児童 見守りサービス」は 94.4% (小学 校)、一斉同報サービスは 90.3% (中学校) の利用率である。  一斉同報サービスの情報提供を各 校がより効果的に活用するようになった ことを踏まえ、登録率については、現状 維持以上を目標としていく。
4-12	子育て支援住宅 (市 営住宅建設事業)	建築課	市営住宅の整備に当たって、未就 学児童を含む 3 人以上の世帯で、当 該未就学児が中学校を卒業するまで の子育て中の家庭を対象に、特定住 戸として「子育て支援住宅」を提供し ます。  また、児童館や地域親子ひろばなど を拠点とした交流事業や子育て支援 サービス等との連携も視野に子育てし やすい住環境整備に取り組んでいま す。	平成 30 年度に 2 条団地 (2 西 3) を整備し、20 戸のうち、6 戸を 「子育て支援住宅」として提供し、6 戸すべてに子育て中の家庭が入居し ており、今後も、子育て支援部門と連 携し住環境整備に取り組んでいく。  また、入居期間終了後に住宅取 得支援事業を斡旋するなど、定住施 策との連携が必要となる。
4-13	住宅購入支援助成金 (移住定住促進事 業)	企画室	市内に移住・転入する子育て世帯 が、新築又は中古住宅を初めて購入 する際に、土地・建物の購入及び改 修費用に関する資金を助成します。	これまで年齢制限なく移住者を対 象として実施していたが、転入転出の 年代別の動向や、子どもの就学等住 宅購入を検討するタイミングを踏まえ、 制度利用のニーズが高く、子育て施策 との相乗効果が期待できる子育て世 代を対象を絞ることで移住者の獲得 を図っていく。

## 基本目標 5 児童虐待の防止

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
5-1	チャイルドホットライン (子育て総合支援センター事業)	子ども課	<p>岩見沢市、消防署、病院はもとより、児童相談所や警察署等子どもに関係する機関が連携して、児童虐待防止などの対応を行っていきます。</p> <p>定期的に岩見沢市子育て支援推進会議（要保護児童対策地域協議会）を開催するなど、関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、個別ケース検討会議を開催し、課題解決に向け、情報の共有と支援の円滑な推進に取り組んでいきます。</p>	<p>児童相談所や警察署や児童相談所、保健所など関係機関と連携し、児童虐待の防止と解決に向け実態を把握するほか、学校や保育園等と個別ケースに関し、定期的な情報共有を進め、虐待の早期発見、早期対応に引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、関係機関が共通認識に立ち、適切な支援を提供できるよう、支援者を対象とした学習会等の充実を図っていく。</p>
5-2	児童虐待早期発見事業 (母子保健推進事業)	健康づくり推進課	<p>妊娠届出時から乳幼児健診までの問診項目で生活・子育て環境を把握し、早期支援を行っていきます。</p> <p>支援の必要な保護者の早期発見、早期支援に結びつための事業を進めていきます。</p>	<p>個別面談や育児アンケートによりハイリスク妊産婦を早期に把握、支援を行っている。産婦健診で EPDS を実施することで産後うつを早期に把握でき、産婦人科と連携しながら支援を行っている。</p> <p>乳幼児健診でも育児アンケートをとり、個々の育児背景等を把握している。健診未受診者の中に、日中連絡のとれないケースもあり、夜間訪問を実施するほか、他機関とも連携し虐待予防に努めている。今後も継続する。</p>
5-3	特別育児支援ヘルパー事業 (子ども・子育て支援事業)	子ども課	<p>岩見沢市子育て支援推進会議において要支援児童と認める児童がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児の支援を行うことにより、子育て家庭の身体的及び精神的負担を軽減し、保護者の養育の支援に資するとともに、児童の見守りを行います。</p>	<p>個別のケース検討会議で扱うケースが多様化し、特定妊婦や子育てに難しさを抱えている家庭が増加傾向にある。虐待予防の観点から、特に家庭内保育の子どもを持つ家庭における、見守り等の介入が可能な手立てとして、必要な子育て家庭を支援していきます。</p>
5-4	児童虐待防止の学習会によるネットワークづくり	子ども課	<p>子どもと直接関わる専門職間の児童虐待に対する問題意識を共有するため、学習機会を設けることを検討します。</p>	<p>新規事業のためなし</p>

## 基本目標6 子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容(計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
6-1	母子・父子自立支援員配置(母子等福祉事業)	福祉課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦家庭の相談、自立に必要な情報提供や指導及びそれらの家庭に対し職業能力の向上や、求職活動に関する支援を行います。 相談内容は、子育て、生活、就労、養育費の確保など幅広く、また、必要な情報提供や各種施策の活用について、きめ細かい対応に努めています。	母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭及び寡婦家庭に対して自立に役立つ情報提供、職業能力の向上や求職活動に関する支援を実施しており、今後も引き続き、子育て、生活、養育費の確保など、生活面に関する多種多様な相談に、適正かつきめ細かな対応ができるよう努めていく。
6-2	生活困窮者自立支援(生活困窮者自立促進支援事業)	保護課	子どもを持つ、生活に困窮する家庭がこれ以上の困窮状態に陥らないよう、相談を受け、就労に向けた支援などを行っています。	岩見沢市生活サポートセンターりんくにおいて、子どもを持つ生活困窮世帯が困窮状態から早期に脱却できるように関係機関と連携し、相談の受け付けから就労に向けた一体的な支援を行っている。今後も継続していく。
6-3	生活困窮者学習支援(生活困窮者自立促進支援事業)	保護課	経済的な理由で塾などに通えない中学生に、放課後の学習機会を提供していきます。	公益社団法人 岩見沢市シルバー人材センターにおいて、貧困の連鎖からの脱却を目指し、生活保護受給世帯等の中学生の学習支援を行っている。今後も継続していく。
6-4	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども課	幼稚園や保育所等を利用している生活保護世帯等の子どもで保護者が支払うべき教材費、行事費等の実費徴収に係る費用の一部を負担し、子どもの健やかな成長を支援します。	新規事業のためなし
6-5	S・Eスタディに対する支援(スクールバス運行管理事業)	指導室、学校教育課	経済的な負担なく無料学習会(土曜・英検学習会)に参加することができるよう、所得に関係なく生徒が移動できる方法を検討します。	新規事業のためなし
6-6	地域子ども体験活動補助金(青少年育成事業)	子ども課	子どもを対象とする体験活動を支援するとともに、担い手の育成を検討します。	新規事業のためなし
6-7	母子家庭等自立支援給付金、ひとり親家庭児童修学援助金(母子等福祉事業)	福祉課	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成に結びつくよう、各種給付金・援助金を支給して、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。 ●母子家庭等自立支援給付金 指定講座受講又は養成機関で資格取得を目指すひとり親に給付金を支給します。 ●ひとり親家庭児童修学援助金 来春学校卒業を迎えるひとり親家庭の児童に修学援助金を支給します。	資格取得にともなう就労開始や待遇面の向上などにより、児童扶養手当からの自立及び支給額の減少が期待できるほか、修学援助金の活用が、児童の進学・就職の一助となることから、今後も対象者への制度の周知を徹底して、ひとり親家庭の自立支援の拡大につなげていく。

事業番号	事業名 (事務事業名)	担当課	事業内容 (計画の概要)	前期計画の評価 現在抱えている課題
6-8	小中学校就学援助事業 (同)	学校教育課	学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行います。	世帯収入が基準額以下の経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学準備金等の支給を行った。今後も国の動向を注視しながら適切な支援を行っていく。  H31.4 認定状況： 要保護 118 名 (認定率 2.2%) 準要保護 694 名 (認定率 12.8%)
6-9	特別支援教育振興事業	学校教育課	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、学用品費や通学費等の援助を行います。	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者で収入要件を満たした方に、通学費や学用品費、校外活動費等の就学に要する費用の一部を支給した。今後も国の動向を注視しながら適切な支援を行っていく。  H31.4 支給対象者：91 名

